［論　説］

タイ、マレーシアおよびシンガポールの資本市場における企業情報開示に関する調査研究

市　野　初　芳
望　月　恒　男
名児耶　富美子

はじめに

本研究の目的は、タイ・マレーシア・シンガポールの資本市場における企業情報開示、とりわけ XBRL（eXtensible Business Reporting Language）の導入・実用化に焦点をあて、その問題点を検討することである。

XBRL とは、簡単に述べると、企業情報のグローバル・スタンダード化をはかるデジタル・ツールである、ということができる。XBRL は、現在、XBRL インターナショナルという国際団体で開発が進められており、国際財務報告基準（IFRS）を作成する国際会計基準審議会（IASB)、各国の中央銀行、金融監督機関、証券取引所、公認会計士協会等が会員となり標準化作業が行われている。

日本では、2008 年 4 月から金融庁の有価証券報告書等の電子開示システム「EDINET」で、有価証券報告書のうち財務諸表の部分を XBRL で提出することになった。また、東京証券取引所の適時開示情報伝達システム「TDnet」でも、決算短信の要約情報と財務諸表の部分が XBRL 化された。国税庁は、

すでに導入されている電子申告、国税庁の国税電子申告・納税システム「e-Tax」や地方公共団体が運用する地方税ポータルシステム「eLTAX」で、法人を対象に XBRL 形式の財務諸表を受け付けており、さらに金融機関における融資審査の際には XBRL 形式の財務諸表を受け付け、融資審査の効率化が図られるなど、すでに多方面で活用されている[1]。

本研究の対象である東南アジア諸国連合（Association of South - East Asian Nations；以下、ASEAN[2]とする。）では、タイがすでに XBRL を導入・実用化している。シンガポールは、導入した後 XBRL を改良しながら実用化を図っている。また、マレーシアは、現在、XBRL の導入・実用化に向けて着実に作業をすすめている。ASEAN では、2015 年の ASEAN 経済共同体（AEC）の実現を目指す取組みの一環として共通した情報開示ツールとして XBRL の導入を進めている。

XBRL は、企業情報の開示ツールであり手段である。開示するのは財務情報だけでなく非財務情報も含まれるが、導入段階では財務情報に限定利用されるケースが多い。XBRL を導入する場合、例えば上場企業から発信される財務情報は、法令および会計基準に準拠し外部監査というフィルターを通過した“正しさ”をもつ財務情報であると思われる。ということは、XBRL により情報発信されている財務情報の“正しさ”は、その国の財務報告に質に依存することになる。XBRL を導入・実用化することにより、どの国のどの企業の財務情報も世界的に「標準化」され発信されるが、その前提となる発信された財務情報の質はどのように保証されるのだろうか。

本研究では、このような視点からタイ、マレーシアおよびシンガポールの XBRL の導入・実用化に焦点をあて、各国における XBRL が必要とされる背景および財務報告に関する状況を確認し、問題点を整理してみたいと考えている。

*本研究は、公益財団法人 日本証券奨学財団 2012 年度研究調査助成金を受けた研究成果である。

注

1　花堂靖仁『XBRL の衝撃　日欧米 40 ヵ国 550 余機関が推し進める世界標準』ダイヤモンド社、2008 年 3 月、p. 18。
2　ASEAN は、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアの 10 ヵ国である。

参考文献

花堂靖仁（2008）『XBRL の衝撃』ダイヤモンド社。

第 1 章　研究の背景および研究方法

1．研究の背景
～タイ、マレーシアおよびシンガポールにおける XBRL の導入の背景～

経済・社会のグローバル化・構造変化が急速に進む中で、ASEAN は、域内経済協力・経済統合を進めてきた。ASEAN は、1976 年から域内経済協力を進め、1992 年からは ASEAN 自由貿易地域（AFTA）を目指し、2010 年 1 月には先行加盟 6 ヵ国により関税がほぼ撤廃された。現在は、2015 年の ASEAN 経済共同体（AEC）の実現を目指している。AEC は、2003 年の「第 2 ASEAN 協和宣言」で打ち出された ASEAN 単一市場・生産基地を構築する構想である[1]。特に、世界金融危機後、世界経済における ASEAN の重要性が高まったことで、AEC の重要性もより大きくなった。

ASEAN の AEC 実現に向けた取組みは、2007 年にシンガポールにおける首脳会議で承認された具体的な工程表である「ブループリント」に示されている。ブループリントでは、①単一の市場と生産基地、②競争力のある経済地域、③公平な経済発展、④グローバル経済への統合、の 4 つの具体的な取組みを挙げている。上記①の中の「A4. 資本の自由な移動」、「31. ASEAN の資本市場発

展と統合を進める」、という項目には、「ASEAN の資本市場において、債券発行のルール、開示原則、販売ルールの分野における基準の一層の調和を図る」という点が示されている。

2009 年には、AEC の資本分野の取組みを進めている ASEAN Capital Market Forum (ACMF) は、「ブループリント」における資本市場統合の取組みをより具体的にした「The Implementation Plan (資本市場統合に関する具体的な実施計画)」を作成し、ASEAN 財務相会議でこれが承認された。「The Implementation Plan」では、ASEAN が地域の金融協力および統合を進める必要な理由を、①各国および地域の経済成長のために、金融仲介、規模およびリスク管理を強化すること、②外部の影響による市場の変化への協調した対応と改善である。また、具体的な実施計画では、「地域統合を可能とする環境整備」①相互承認の枠組みにおいて、「ASEAN and Plus Standards」が示されている。

これは、ASEAN 域内でのクロスボーダーでの証券（株式・債券）発行を容易にする会計基準を含む情報開示基準共通化の取組みであり、2009 年よりタイ・マレーシア・シンガポールで導入された。これは、証券発行時には、ASEAN 共通基準（ASEAN Standards）にもとづいて、限定的に各国で要請される追加基準（Plus Standards）を満たせばよい。「ASEAN and Plus Standards」は、マレーシアの証券委員会（SC）が中心となってまとめ、すでに公表されている。

タイ・マレーシア・シンガポールが XBRL を用いた情報開示システムの導入・実用化を進めるのは、AEC 実現のための大きな構想の中の一環として位置づけられているものと思われる。それぞれの国は、財務諸表を作成するルールを定めた国際財務報告基準（IFRS）を自国の基準として導入することで各国の会計基準の標準化を図り、作成された財務諸表の電子開示にはグローバル・スタンダードである XBRL を導入することで ASEAN 域内における企業情報開示の共通化を図る計画である。

2．研究方法

本研究では、タイ、マレーシアおよびシンガポールの資本市場におけるXBRLの導入・実用化に焦点をあて、その問題点を検討することである。XBRLは、前述した通り、財務情報および非財務情報を対象とするが、本研究では財務情報に限定して検討する。したがって、本研究では、財務情報が作成される基盤である各国の“財務報告制度”に焦点をあてる。ここでは、財務報告制度を1つの社会システムとして捉えていくこととする。社会システムとは、それに関わる多数の行為者の行為が何らかの有意味な関係によって結びついて相互作用しあい、より大きい全体として統合されているものである[2]と定義しておきたい。本研究では、さまざまな組織あるいは制度の社会的機能および構造に重きを置くタルコット・パーソンズの機能-構造主義理論にもとづいて研究を進めることにしたい。

パーソンズの社会システムの一般理論は、ベイルズの小集団実験からヒントをえたものである。ベイルズの小集団の実験は、ハーヴァード大学の学生を3人から6人の小集団に分け、集団で特定の課題を解決するよう要請し、相互行為を観察するというものであった。その結果、課題解決を“目標”とする小集団の成員は、課題解決に直結する道具的行為だけでなく、課題解決に結びつかない表出行為（“緊張を緩和”するための行為や、“行動パターンを維持”するための行為など）や、チーム・ワークを良好に保つための“統合”行為、状況に適応する“適応”行為などの複数の行為を行っていることが確認された。ベイルズは、4つの機能的問題を「システム問題」と名づけ、いかなる人間集団もすべて4つのシステム問題の解決をめざして相互行為していると結論づけた[3]。

パーソンズは、ベイルズの知見にヒントをえて、自ら考案した逸脱志向の4類型と社会的コントロールの4類型とを統合した。パーソンズによれば、どのような行為システムであっても、システムがシステムとして存続するためには、つぎの4つの機能的問題を解決しなければならない[4]。これを、システムの機能的要件とよんだ。ここで言う4つとは、(1)適応（Adaptation)、(2)目標充

足（Goal Gratification)、(3)統合（Integration)、(4)潜在的パターンの維持および緊張の処理（Latent pattern maintenance and tension management）である。

この社会システムは、さらに経済システム（適応)、政治システム（目標充足)、法制度システム（統合）および社会・文化システム（潜在的パターンの維持および緊張の処理）の 4 つの機能に分化する。経済システムは、特にASEAN においては、経済発展、不況脱出の対策等が政治的に決定されるなど、経済システムは政治システムにより大きな影響を受ける。政治システムは、例えば外資導入政策などを推進するためのさまざまな法律や規則等を議会で制定するなど、法制度システムに影響を与える。さらに、法制度は、社会に一定の秩序を形成する場合、その国および社会の価値パターンを維持している社会・文化システムから影響を受ける。このように、社会システムは、システム相互間で緊密な関係をもつことになる。

財務報告制度は、社会システムにおける法制度システム（統合）の下位システムとして位置づけることができる。すなわち、その社会におけるすべての企業が会計基準に準拠した財務諸表を作成し公表することにより、社会に一定の秩序を形成すると考えるのである。財務報告制度は、さらに 4 つに機能分化する。(1)財務報告の基礎となる理論（適応)、(2)会計基準を解釈・適用する財務報告実践（目標充足)、(3)財務報告は会計基準に準拠して行われることから会計基準（統合）の設定、(4)財務報告はその国の社会・文化的要素を反映することから財務報告の社会・文化的基礎（潜在的パターンの維持および緊張の処理）の 4 機能に分けることができる。財務報告制度においても、システム相互間で緊密な関係をもつことになる。したがって、財務報告実践において会計基準の解釈・適用が適切になされていない場合には、目標充足の機能を果たせないことになる。よって 4 つの機能のうち 1 つが機能しないのであるから、財務報告制度そのものが社会において機能しなくなると考えるのである。

パーソンズは、また、社会システムの一般理論を法のシステムという、社会

システムの下位システムに適用した。そこで、法というシステムが社会において有効に機能するためには、(1)正当性の保証、(2)解釈および適用、(3)サンクション、(4)管轄という4つの機能的問題が解決されなければならないとしている。財務報告制度を1つの社会システムとして捉えた場合、そのシステムの(3)統合という機能を支える下位体系に、会計基準を位置づけることができる。例えば、会計基準は、その性格において「法」と必ずしも同じではないが、その機能は「法」と同じく社会的行為を統制する規範である点に求められる。とすれば、パーソンズの「法」というシステムについての機能分析を、会計基準という社会的システムに類推的に適用することは可能であると思われる[5]。

会計基準の機能分化である(1)正当性の保証の問題は、なぜ企業が会計基準を守らなければならないかという問題であり、会計基準が社会で有効に機能するためには、財務報告に携わる人々－企業情報の作成者である企業、政府関係者、投資家等の企業情報の利用者－によって、それが正当なものとして認められなければならないという問題である。

(2)の解釈および適用の問題は、会計基準が企業の経理担当者や外部監査人にどのように解釈され適用されたのかという問題である。したがって、①企業の経理担当者が財務情報を作成する際に会計基準を選択・適用したプロセスを検討し、②会計処理を監査する外部監査人の意見の根拠となる会計基準の解釈の妥当性を検討する問題である。

(3)のサンクションの問題は、会計基準への準拠度の違いから生じる、好ましいあるいは好ましくない結果に対する問題である。すなわち、①会計基準を維持するために、どのような形のサンクションが与えられてきたかを識別し、②財務情報の不適切な開示を行った場合、誰が、どのようなサンクションを適用してきたかを識別する問題である。

(4)管轄ないし管理の問題であり、①会計基準の設定主体およびそれを制度的に保証する機関や組織を明らかにすることである。②会計基準の適用範囲を明らかにするという問題である。

この分析の枠組みを、タイ、マレーシアおよびシンガポール各国の財務報告制度に適用することで、各国における財務報告制度の特徴や問題点を明らかにすることができるのではないかと考えている。

本研究で、パーソンズ理論を援用した理由は、以下の通りである。第１に、一つの社会システムが、社会において有効に機能し、一定の秩序を形成するためには、共通の理念あるいは価値観を共有することが求められる。パーソンズ理論は、社会システムというマクロ社会学における分析概念を使用しているが、その根底には、その社会システムを構成する一人ひとりの人間の行動様式がある。それは、一人ひとりの人間の行動、すなわちミクロ社会学理論における人間の行為にもとづく「役割」という概念と社会全体を対象とするマクロ社会学理論の「社会システム」という概念が、そのシステムに参加する人々の「理念」あるいは「価値観」によって結びついているところが大きな特徴である。したがって、人びとの間で共通の価値観が共有され、個人が与えられた役割を果たすことにより、社会でそのシステムが有効に機能すると考えるのである。したがって、価値の共有化は社会化というプロセスを経て行われ、また共有化された価値からの逸脱行為に対しては社会統制が加えられ、社会における秩序が維持されることになる。パーソンズ理論において「社会化」および「社会統制」が重要な概念として位置づけられる理由は、システムの統合を図るための重要な要素だからである。

第２に、パーソンズ理論を援用することで、財務報告制度の問題点を分析的に、しかも整理されたかたちで検討することができる。財務報告制度は「社会システム」における政治および経済システムから影響を受ける。政治システムは、必要な制度構築を行うため法やガイドライン等を制定する。その統合機能を支える法制度システムの下位システムとして「財務報告制度」を位置づけることができる。さらに、財務報告制度は、財務報告理論（適応)、財務報告実践（目標充足)、会計基準（統合)、財務報告の文化的基礎（潜在的パターンの維持および緊張の処理）の４つの機能に分化するが、統合機能を受けもつのが

「会計基準」である。会計基準が社会で機能していないと考えた場合、会計基準の(1)正当性の保証に問題があるのか、それとも(4)管理あるいは管轄に問題があるのかを検討することで、その問題点が明らかになろう。

よって、その国の財務報告制度について、3つの段階に分けて分析することにより、どの段階の問題あるいは課題を念頭に置いているのか、またそのレベルで何が問題となり、その解決のためにはどのような方法が有効であるかという点等を明確にすることができる。財務報告に関する問題は、法による規制メカニズムの強化が必要という政治的判断を伴う社会全体のマクロ・レベルの問題として捉えるのか、または企業の経理担当者による会計基準の解釈や適用が不適切であるというミクロ・レベルの問題として捉えるのか、というようなことが検討できるのである。

パーソンズ理論を援用して財務報告制度を一つの社会システムととらえた場合、そのシステムが社会的機能を果たさなくなれば必然的に現在の構造を変化させ、新たな環境に対応するためのシステム変動、すなわち構造を変化させるための制度改革が行われるようになると考えられる。このことは、例えば、マレーシアが財務報告制度の4機能を充足するメカニズムのどれか1つあるいは2つが欠落して機能していないような場合、システムの均衡が図れず、システムの機能的要件を充足することができなくなる。したがって、社会において期待される一定の「秩序」が保たれなくなり、そのシステムは機能的要件を充足するために構造そのものを変化させ、均衡に向かうよう修正される。この修正過程が、システムの構造変化を意味し、社会における“制度改革”として捉えることができる。ひとつのシステムは構造を変化させ、機能的要件の充足を実現する方向に回復することにより、新たな環境変化に対応する新たなシステムが確立されることになる。その結果、社会において一定の秩序が維持されると考えるのである。

最後に、本研究では、上記各レベルの相互関係を詳細に検討することはあまりに大きな課題であるので、各レベルにおけるシステムを構成する内容および

諸条件等については部分的に扱わざるをえない。タイ・マレーシア・シンガポールの企業情報開示、とりわけ XBRL を導入・実用化する場合に重要となる財務報告制度を中心に検討することになる。

そこで、第 2 章では XBRL の内容およびそれを利用した財務報告の現状を解説する。その後、第 3 章タイ、第 4 章マレーシアおよび第 5 章シンガポールの財務報告制度に影響を与える社会システムのうち、各国の経済および政治システムの状況を確認する。さらに、XBRL が本来の役割を果たすためには、各国の財務報告制度の状況を把握する必要があるため、財務報告制度を概観する。最後に、各国における XBRL の導入状況について、特にどの機関あるいは組織が導入を推進しているのか、という点を中心に検討していくこととする。

注

1　石川幸一、清水一史、助川成也［編著］『ASEAN 経済共同体と日本　巨大統合市場の誕生』文眞堂、2013 年 12 月、p. 3。
2　富永健一『行為と社会システムの理論　構造－機能－変動理論をめざして』東京大学出版会、1995 年、pp. 87-88。
3　高城和義『パーソンズの理論体系』、日本評論社、1990 年、pp. 160-161.
4　Persons, T., Bales, R. F., & Shiles, E. A., *Working Papers in Theory of Action, Glencoe III,* Free Press, 1953.
5　藤田幸男「社会システムとしての会計原則」『企業会計』Vol. 24、No. 6、1972 年 6 月号。パーソンズ理論を会計の社会的機能を分析する枠組みとして援用し、会計の社会学的展開を試みた論文として、藤田幸男「会計の社会学的展開」黒沢清編『会計と社会』中央経済社、1977 年 2 月、を参照のこと。

参考文献

石川幸一、清水一史、助川成也［編著］(2013)『ASEAN 経済共同体と日本巨大統合市場の誕生』文眞堂。
高城和義（1990）『パーソンズの理論体系』、日本評論社。
富永健一（1995）『行為と社会システムの理論　構造－機能－変動理論をめざして』東京大学出版会。

藤田幸男（1972）「社会システムとしての会計原則」『企業会計』Vol. 6. 1972 年 6 月号。
藤田幸男（1977）「会計の社会学的展開」黒澤清編『会計と社会』中央経済社。
Persons, T., Bales, R. F., & Shiles, E. A (1953) *Working Papers in Theory of Action, Glencoe III,* Free Press.

第 2 章　XBRL を利用した財務報告

1．XBRL の定義

XBRL（eXtensible Business Reporting Language，以下 XBRL とする）とは、各種財務報告用の情報を作成・流通・利用できるように標準化された XML（Extensible Markup Language，以下 XML とする）技術を基礎にしたコンピュータ言語である[1]。

XBRL を考案したのは米国公認会計士のチャールズ・ホフマン（Charles Hoffman）氏である。1998 年 4 月に XML ベースの財務報告用言語のプロトタイプの開発に着手し、その後 AICPA（アメリカ公認会計士協会，以下 AICPA とする）のウェイン・ハーディング（Wayne E. Harding）氏の協力で AICPA の支援を受け、1998 年 12 月 31 日にプロトタイプを完成させた[2]。

開発当初の XBRL は XFRML（eXtensible Financial Reporting Markup Language）という名称で呼ばれていたが、ハーディングは XFRML の性質を「企業・投資家・アナリストに、財務報告や財務報告に含まれる情報の作成・公表・交換・分析の手段を提供するものである。その上、財務情報の信頼性を確保し、コンピュータ・アプリケーションを使用して自動的な抽出・交換を可能にする」[3] と述べている。

日本の XBRL の導入は諸外国にくらべて早く、2003 年 4 月には東京証券取引所の適時開示情報伝達システム TDnet（Timely Disclosure network，以下 TDnet とする）[4] において世界で初めて XBRL が実用化されている。東京証券取引所以外にも、2004 年より国税庁の運用する国税電子申告・納税システム (e-Tax)、2006 年より日本銀行における金融機関等からの金融データの授受に

おいて XBRL の利用がすでに開始されていた。金融庁が 2001 年に稼働を開始した金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システムである EDINET（Electronic Disclosure for Investors' NETwork，以下 EDINET とする）[5] においては、有価証券報告書等の提出義務を有する企業に対し、2008 年より XBRL による財務情報の提出が法令等（「企業内容等の開示に関する内閣府令」、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」他）により義務付けられた。

海外の証券取引所や金融監督庁における XBRL を利用した財務報告は、2008 年に韓国金融監督院（Financial Supervisory Service）の DART システム（Data Analysis, Retrieval and Transfer System）[6]、2009 年にアメリカ証券取引委員会（Securities and Exchange Commission）の EDGAR システム（Electronic Data-Gathering, Analysis, and Retrieval system）[7] で導入され、中国、台湾、タイなどの各国の証券取引所においても XBRL による財務報告の提出が行われている[8]。

2．XBRL の特徴

XBRL の特徴を日本の金融庁の EDINET を例に説明する。図 2－1 に示すように、提出者は①金融庁の公表するタクソノミを使用して XBRL 形式のデータの作成を行い、②インターネット経由で書類データを EDINET へ提出する。金融庁は③提出されたファイルを集計・検証した後、④閲覧者がインターネットを通じて閲覧可能になるように EDINET に情報を開示する。閲覧者は⑤EDINET にアクセスして企業の財務情報を HTML で閲覧または XBRL・PDF ファイルのダウンロードを行い、企業分析を行うことができる。しかし、2013 年 9 月以前の EDINET では XBRL ファイルの閲覧には専用ツールが必要であり、また、専用ツールを利用したとしても XBRL 化されているのは財務諸表本表のみで適用範囲に限りがあった。

2013 年 9 月に更新された EDINET において有価証券報告書等全文の

XBRL 化を行うとともに、四半期報告書及び半期報告書、大量保有報告書、臨時報告書、公開買付届出書等の書類への XBRL 化の拡大が行われた。さらに、開示書類の二次利用性の向上等を目的として、XBRL から項目を抽出し CSV 形式のファイルに変換及び出力するツールの提供を EDINET 上で行っている[9]。

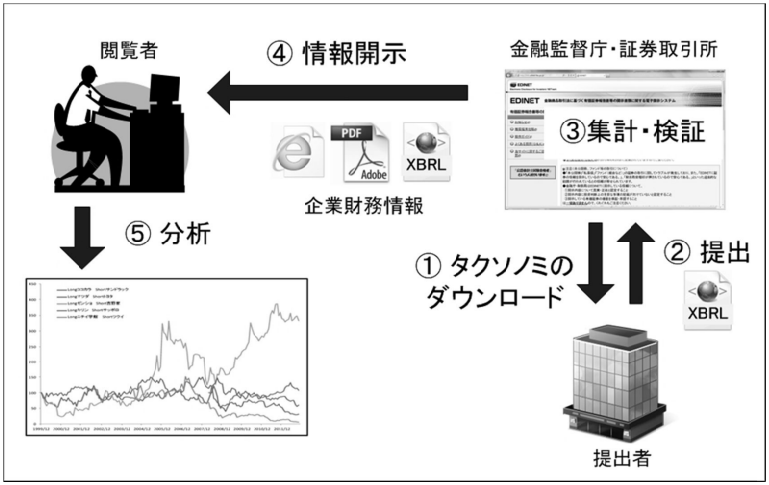

図 2－1　日本における電子開示システムのしくみ

XBRL の利用者としては、提出者である上場企業等の財務情報の作成担当者、閲覧者である財務報告を利用する投資者やアナリスト以外にも XBRL データを加工して情報提供を行う情報ベンダーが存在する。さらに財務情報の提出機関である金融庁や証券取引所があげられる。これらの XBRL の利用者は、以下のようなメリットが得られる。

- 情報を改めて入力する作業が不要
- 財務情報の自動翻訳・会計基準の表示・自動通貨換算
- 財務情報作成企業でのデータの二次利用性の向上
- 財務情報の提出機関での確認作業の自動化

3．XBRL の基本概念と構造

XBRL は、仕様書・タクソノミ（taxonomy）・インスタンス文書（instance document）という図 2―2 に示すように 3 つの基本概念から構成される。

仕様書とは、XBRL がどのように動くのかという基礎的な技術の定義を提供したもので、世界共通のルールである。2014 年 8 月現在の仕様書のバージョンは XBRL Spec. 2.1 である[10]。タクソノミとは、仕様書にそって各国の会計基準にあわせて開発された報告分野における階層的な辞書であり、財務諸表の電子フォーマットといえる。XBRL におけるインスタンス文書とは、電子フォーマットであるタクソノミのタグに具体的な財務データ（企業集団の状況・活動内容・財務の実態）を埋め込んだものを指す。インスタンスとは、オブジェクト指向プログラミングなどで使用される用語で、あらかじめ定義された構造が具体的な値を持った状態をいう。

作成されたインスタンス文書の内容を表示するために複数の XML 技術が利用されている。このうち、特に XBRL を理解する上で重要な①XML の概要、ならびに②XML スキーマと③XLink の構造を簡単に説明する。

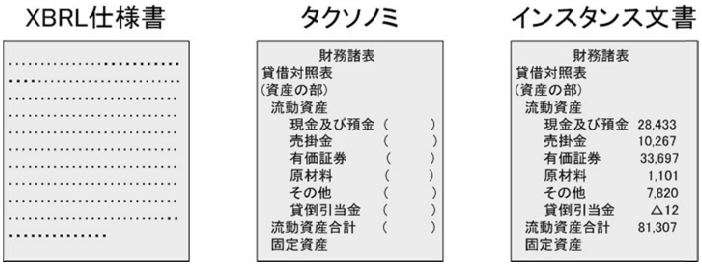

図 2―2　XBRL の基本概念

① XML の概要

XML は、文書構造を定義した標準書式を提供している言語である。つまり、新しい言語を自分で作る場合に言語の構造を一から全部構築しなくても XML

を利用することであらかじめ用意された機能を使うことができる。このような言語をメタ言語（meta language）と呼ぶ。XML 文書は人間にとって読みやすいだけでなく、同時に、インターネットでそのまま使えて、幅広いアプリケーションで XML 文書を読み込み、その文書の内容や構造への変更を可能にするなどの拡張性を有している。XML 文書を構成する単位を要素（element）という。要素とは、タグと呼ばれる ＜ ＞ という括弧を使って、次のように<項目名>という開始タグ及び</項目名>という終了タグによって区切られて内容が記述される。

```
<項目名>内容</項目名>
```

要素をつかって、名前や URL という子要素の値を格納する場合には、次のように記述する。

```
<company>
  <name>Sony</name>
  <url>http://www.sony.co.jp/</url>
</company>
```

また、XML には要素を使って値を格納する以外に、属性（attribute）を使って要素の内容を付加的に記述する方法がある。属性とは、次のように要素の開始タグ内に「属性=“ 属性値 ”」という形式で記述する。

```
<company  url="http://www.sony.co.jp/  "> Sony  </company>
```

要素と属性の違いとして、要素は自分の内部に子要素を持たせることができること、属性では同名の情報を扱えないこと等がある。

② XML スキーマ

XML の構造について記述したものを XML スキーマという。Office2007 以降のバージョンの Office 製品は XML ファイルをデータとして読み込むことが可能であるが、図 2－3 に示すように Excel で XML 文章を開くときに内部

では Parser と呼ばれる構文解析器が使用される。Excel は XML スキーマで記述されている XML の構造にしたがって、プログラムで利用可能なデータ構造を用意する。Parser によって解析が行われた XML の内容は、用意されたデータ構造に一度格納されてから Excel のセル上に表示される。

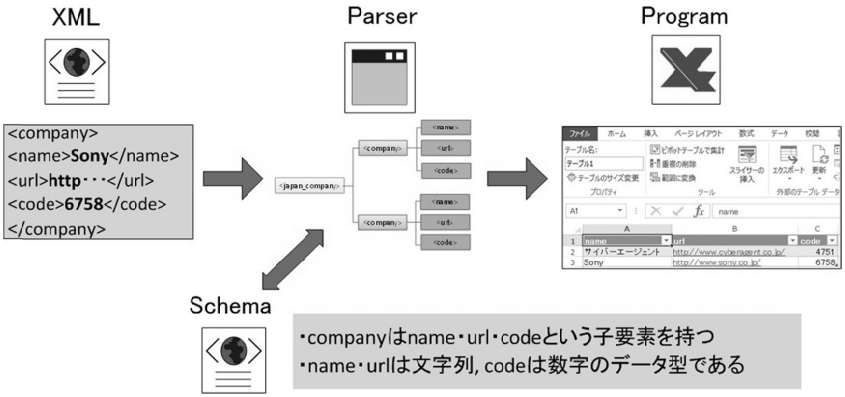

図 2－3　XML スキーマの構造

XML スキーマの技術は、XBRL においてタクソノミ・スキーマとして使用されている。タクソノミ・スキーマでは、タグを使って XBRL タクソノミで用意された内容について名前・データ型・期間などの情報を定義している。データ型（data type）とは値の集合であり、コンピュータ・プログラムの中でどのように使用されるかという操作の集合をいう。定義される内容が持つ値に応じたデータ型を設定する必要がある。たとえば、金額を値として持つ場合は金額用のデータ型、株式数の場合は株数用のデータ型、勘定科目の場合には文字用のデータ型、日付の場合は日付用のデータ型といった設定が必要となる。

③　XLink の構造

XLink とは、XML 文書間にハイパーリンクを作成し、XML 文書の要素にリンクの機能を与える機能を提供する技術である[10]。図 2－4 で示すように HTML のようなシンプルな単一方向へのリンクだけでなく、XML の XLink

は複数のリソースへのリンク機能を提供し、外部にある任意の要素に対してもリンクを定義することが可能である。XLink の技術は、XBRL におけるリンクベースの中で使用されており、タクソノミ・スキーマで設定された各タグの関係についてリンクベースを使って定義している。

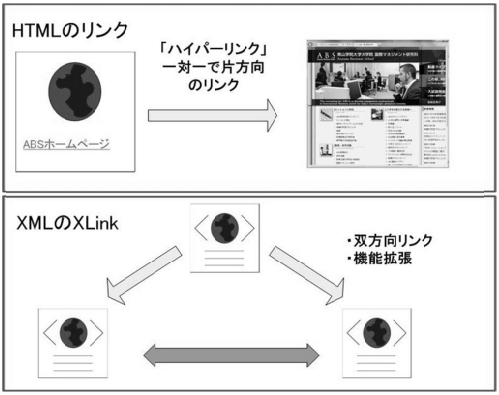

図 2−4　XLink の構造

4．ダウンロードした XBRL ファイルの構成

EDINET の書類簡易検索機能から提出者名に「ソフトバンク」と入力して書類検索を行い、ソフトバンク株式会社の提出した直近の有価証券報告書の XBRL ファイルをダウンロードして、圧縮ファイルを解凍すると図 2−5 のようなフォルダ構成になっている。

XBRL フォルダの下に入っている PublicDoc フォルダに有価証券報告書の提出本文書が、AuditDoc に監査報告書が入っている。このうち、PublicDoc フォルダの中身を図 2−6 に示す。

PublicDoc フォルダの中身は合計 30 のファイルによって構成されている。図 2−6 に表示されているファイル以外にインライン XBRL ファイルが 16、画像ファイル等が入った付属ファルダが 1 つ含まれている。

EDINET に提出するファイルで使用される名前は、「フレームワーク設計書

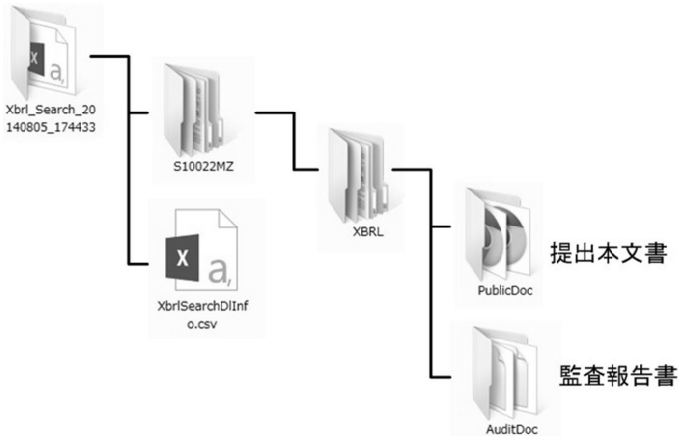

図 2−5　XBRL ファイルのフォルダ構成

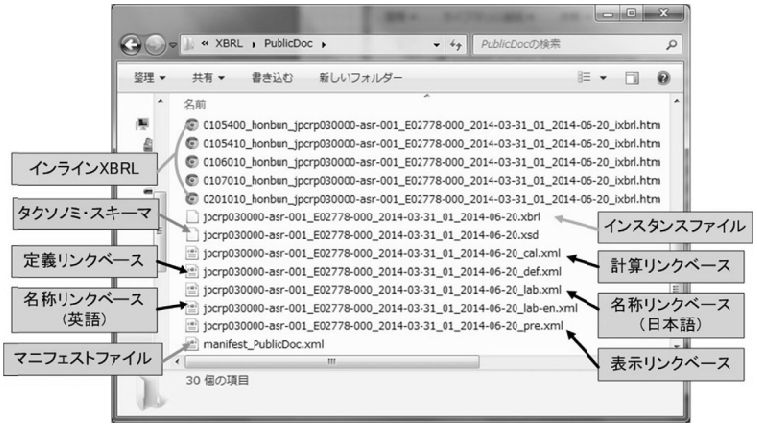

図 2−6　提出本文書に含まれるファイル

添付 EDINET タクソノミの設定規約書（次世代 EDINET 案)」(平成 25 年 3 月金融庁総務企画局企業開示課)[12] の中で定められた各種命名規約に基づいている。たとえば、ソフトバンクの PublicDoc フォルダ中のファイル名では、

必ず次の名前が使用されている。

jpcrp030000-asr-001_E02778-000_2014-03-31_01_2014-06-20

このファイル名は、「jp{府令略号}{様式番号}-{報告書略号}-{報告書連番(3 桁)}_{EDINET コード又はファンドコード}-{追番(3 桁)}_{報告対象期間期末日|報告義務発生日}_{報告書提出回数(2 桁)}_{報告書提出日}」から構成されている。具体的には、表 2―1 で示された内容を表現している。

表 2―1　ソフトバンク株式会社のファイル名の構成

項　目	略　号	内　容
府令略号	crp	企業内容等の開示に関する内閣府令
様式番号	030000	第三号様式
報告書略号	asr	有価証券報告書
報告書連番（3 桁）	001	連番は 001
EDINET コード	E02778	ソフトバンクのコードは E02778
追番（3 桁）	000	追番は 000
報告対象期間期末日	2014-03-31	報告対象期間期末日は 2014-03-31
報告書提出回数（2 桁）	01	1 回目の提出
報告書提出日	2014-06-20	報告書提出日は 2014-06-20

図 2―6 における拡張子.ixbrl ファイルは、インライン XBRL ファイルを表す。2013 年 9 月に更新された EDINET において、このインライン XBRL が導入された[13]。2014 年 8 月現在のインライン XBRL のバージョンは Inline XBRL 1.0 である。インライン XBRL は XML のタグを HTML 文章に直接埋め込む仕組みを持つ XHTML（eXtensible HyperText Markup Language）技術を利用している[14]。インライン XBRL は、XBRL ファイルの閲覧に必要とされていた閲覧専用ツールを介さずブラウザで表示することが可能であり、かつ、埋め込まれた XBRL のタグの要素自体はブラウザでは表示されないという性質を有している。さらに、提出機関は、提出者が作成した複数のインラ

イン XBRL ファイルに埋め込まれたタグの内容から、インスタンス文書の自動生成ができる。複数のインライン XBRL ファイルから自動生成されたインスタンス文書が拡張子.xbrl ファイルである。EDINET では XBRL のインスタンス文書を「インスタンスファイル」と呼んでいる[15]。インスタンスファイルの記載内容については後述する。

図 2－6 の拡張子.xsd ファイルは、タクソノミ・スキーマを表す。タクソノミ・スキーマは、勘定科目を識別するための要素名を定義するとともに、計算リンクベース・定義リンクベース・名称リンクベース（日本語）・名称リンクベース（英語）・表示リンクベースを参照するためのリンク情報を定義している。図 2－6 における manifest_PublicDoc.xml は、マニフェストファイルを表す。マニフェストファイルは、複数の Inline XBRL ファイルから 1 つのインスタンスファイルを作るために必要とされる関係付けを定義したファイルである。

5．インスタンスファイルの記載内容

EDINET では XBRL データ作成上の技術的論点の理解を目的として、企業が提出するファイルの具体例（以下、提出データ）と閲覧者がダウンロードできるファイルの具体例（以下、ダウンロードデータ）を 1 つのファイルにまとめて「サンプルインスタンス」として操作ガイドで公開している。ここでは、ダウンロードデータを使って有価証券報告書のインスタンスファイルの記載内容を分析する。このインスタンスファイルは、①XML 宣言、②名前空間の宣言、③タクソノミ・スキーマの指定、④コンテキスト情報の定義、⑤通貨単位の指定、⑥インスタント値の記載、⑦フットノートリンクによって構成されている。以下、各項目を説明する。

① XML 宣言

インスタンスファイルは 1 行目に XML 宣言が行われる。XML 宣言において、XML のバージョンと文字コードが指定される。

```
<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>
```

② 名前空間の宣言

名前空間とは、要素や属性の名前の衝突を避けるための方法である[16]。XMLではタグを使って内容を自由に設定できることから複数人でXML文書を作成した場合など同じタグ名を異なる要素に対して使用してしまうことがある。この名前の混乱を避けるために用いるのが名前空間である。同姓同名の人が同じ部屋にいる場合、名前と住所を一緒に呼ぶことで相手を一意に識別できるのと同じしくみである。「xmlns：名前空間プリフィックス＝URI」という形式で名前空間は宣言される。

```
<xbrli:xbrl
xmlns:jpcrp030000-asr_X99001-000="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/
jpcrp030000/asr/001/X99001-000/2012-03-31/01/2012-06-28"
xmlns:link="http://www.xbrl.org/2003/linkbase"
```

たとえば、上記の例ではxbrli:xbrlというタグでxbrlが最上位要素（ルート要素）であることを表している。続いてルート要素の属性として、xmlnsという属性名を使って名前空間が記述される。4行目の「link」は名前空間プレフィックスを表し、「http://www.xbrl.org/2003/linkbase」がURIである。名前空間プリフィックスとは、接頭辞（prefix）と呼ばれる文字列のことで、URIとは統一資源識別子（Uniform Resource Identifier, 以下URIとする）を意味する。URIはインターネット上のリソースを示すURL（Uniform Resource Locator）を拡張した概念にあたる。この名前空間プリフィックスとURIの組み合わせにより要素や属性の名前を一意に決定することが可能となる。

③ タクソノミ・スキーマの指定

参照するタクソノミのスキーマを指定する場合には、まず、schemaRefという要素を定義する。次にhref という属性名を使って、インスタンスファイ

ルと同じ階層にあるタクソノミ・スキーマを指定している。

```
<link:schemaRef
  xlink:type="simple"
  xlink:href="jpcrp030000-asr-001_X99001-000_2012-03-31_01_2012-06-28.xsd"/>
```

金融庁が提供する業種別の EDINET タクソノミをベースに企業独自の概念及び項目を追加したタクソノミを「拡張タクソノミ」と呼ぶ。この拡張タクソノミのタクソノミ・スキーマのファイルが指定されている。

④　コンテキスト情報の定義

有価証券報告書では、連結・単体の企業情報、複数の決算期情報が混在しているため、どの企業の、いつの時点、または、期間に関する情報なのかをコンテキスト情報として定義する必要がある。以下は、「X99001-000 という会社の 2012 年 6 月 28 日提出日現在における」情報を表している。

```
<xbrli:context id="FilingDateInstant">
  <xbrli:entity>
    <xbrli:identifier scheme="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp">
        X99001-000
    </xbrli:identifier>
  </xbrli:entity>
  <xbrli:period>
    <xbrli:instant>
        2012-06-28
    </xbrli:instant>
  </xbrli:period>
</xbrli:context>
```

⑤　通貨単位の指定

使用する通貨は日本円を表す JPY が以下のように指定されている。

```
<xbrli:unit id="JPY">
  <xbrli:measure>iso4217:JPY</xbrli:measure>
</xbrli:unit>
```

⑥　インスタント値の記載

```
<jppfs_cor:NotesReceivableTrade
id="IdFact1455536"
contextRef="Prior1YearInstant_NonConsolidatedMember"
unitRef="JPY"  decimals="-6">
  2312000000
</jppfs_cor:NotesReceivableTrade>
<jppfs_cor:NotesReceivableTrade
  id="IdFact2012635"
  contextRef="CurrentYearInstant_NonConsolidatedMember"
  unitRef="JPY"  decimals="-6">
      4618000000
</jppfs_cor:NotesReceivableTrade>
```

個別財務諸表における受取手形の財務データについて、前年の残高は2,312,000,000、当年の残高は4,618,000,000、前年・当年ともに通貨は日本円、表示は百万円単位、id属性で注記が存在することを示している。実際にインラインXBRLファイルで個別財務諸表を確認すると、以下のように受取手形に注記※４が付されていることが分かる。

２【財務諸表等】
（１）【財務諸表】
①【貸借対照表】

（単位：百万円）

	前事業年度 （平成23年３月31日）	当事業年度 （平成24年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,462	11,413
受取手形	※４ 2,312	※４ 4,618
売掛金	※４ 67,040	※４ 80,802

⑦　フットノートリンク

前述⑥インスタンス値に記載された注記（id属性の値はIdFact2012635）は、label属性で「fact」という識別名が設定されている。

```
<link:loc
  xlink:label="fact"
  xlink:type="locator"
  xlink:href="#IdFact2012635"/>
```

fact を探すと、to 属性で「footnote」というリンク先が設定されている。

```
<link:footnoteArc
  xlink:from="fact"
  xlink:to="footnote"
  xlink:type="arc"
  xlink:arcrole="http://www.xbrl.org/2003/arcrole/fact-footnote"/>
```

footnote をみると、※ 4 という注記情報が書かれていることがわかる。

```
<link:footnote
  xlink:label="footnote"
  xlink:role=http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/role/jppfs/role/NotesNumber
  xlink:type="resource"
  xml:lang="ja">　※ 4
  </link:footnote>
```

6．タイの財務情報に関する開示内容

海外の証券取引所における導入事例として、2007 年に XBRL が導入されたタイを取り上げる。タイの上場市場には、大企業向けのタイ証券取引所（The Stock Exchange of Thailand, 以下 SET とする）と中小企業向け市場（Market for Alternative Investment, 以下 mai とする）がある。

SET のサイト[17]では、SET と mai に関する情報がタイ語・英語の両方で表示され、外国人投資家の利用を意識したサイトが構築されている。

図 2―7 は SET の英語サイトにおいて Companies/Securities Info のメニューから Equities を選択し、タイの食品企業 Charoen Pokphand Foods を検索し

図 2−7　SET サイトでの検索結果

た結果を表している。Latest Financial Statement をクリックすると、直近の B/S・P/L・C/S の記載された Excel と注記を記載した Word が入った圧縮ファイルがダウンロード可能である。

SET が無料で提供している情報は 1 年分であるが、SET が運用している Web 有料サービス SETSMART（SET Market Analysis and Reporting Tool, 以下 SETSMART とする）[18] を利用すれば、複数年分（3 年、または、5 年分）の企業情報を 3 カ月単位で利用することができる。外国人投資家も SETSMART を利用可能であるが、SET が指定するタイ国内にある金融機関へのドル建てで送金が必要となる。

SETSMART が提供しているデータは、SET や mai に上場している会社の過去の株価データや各種指標以外にも、会社プロフィール・財務データ・大株主の情報・IR 情報・ニュースなど多種多様な情報がある。EDINET で提供されている情報と同様に、これらのデータは企業から提出された XBRL のファイルを使うことで容易に作成可能である。EDINET で利用されている XBRL

と SET で利用されている XBRL の相違点は、タクソノミにある。なぜなら、タクソノミは各国の会計基準にあわせて開発されるからである。

注

1 XBRL Japan. https://www.xbrl.or.jp/
2 坂上学. 会計人のための XBRL 入門. 同文舘出版, 2011, 253p.
3 Harding, Wayne E. "AICPA establishes a language for electronic - based financial reporting". Journal of Accountancy, Sep 1, 1999.
4 東京証券取引所. http://www.tse.or.jp/listing/disclosure
5 EDINET. http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/
6 DART. http://englishdart.fss.or.kr/
7 EDGAR. http://www.sec.gov/edgar.shtml#.U-CRPeN_tps
8 XBRL International. http://www.xbrl.org/
9 金融庁. http://www.fsa.go.jp/
10 XBRL International. http://www.xbrl.org/
11 W3C. http://www.w3.org/XML/
12 EDINET. http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/
13 金融庁. http://www.fsa.go.jp/
14 XBRL International. http://www.xbrl.org/
15 EDINET 開示書類等提出者サイト, http://submit.edinet-fsa.go.jp/
16 W3C. http://www.w3.org/XML/
17 The Stock Exchange of Thailand, http://www.set.or.th/en/index.html
18 SETSMART. http://www.setsmart.com/ism/login.jsp?language=en

参考文献

坂上学（2011）『会計人のための XBRL 入門』同文舘出版。
Harding, Wayne E. (1999), "AICPA establishes a language for electronic - based financial reporting". *Journal of Accountancy*, Sep 1, 1999.

第 3 章　タイ資本市場における企業情報開示

1．経済の動向

⑴　政府の基本政策

タイ王国（Kingdom of Thailand, 以下、タイとする。）は、2012 年の実質 GDP 成長率 6.4%、一人当たり GDP 5,678 米ドル、人口 6,804 万人（2012 年末）の立憲君主国家である。タイでは、経済発展のための重要な政策を 2 つ挙げることができる。第 1 は、海外から直接投資を受け入れる外資導入政策である。現在、タイでは、外資の流入を促進するため多様な投資奨励策が講じられている。第 2 は、政府主導による資本市場改革である。

第 1 の外資導入政策から概観することにしたい。タイでは、外国人または外国企業によるタイへの投資に関する事務は、1977 年の“投資奨励法”にもとづいて設置されたタイ投資委員会（Board of Investment；以下、BOI とする。）がほぼ一手に所管している。BOI の主要業務は、①産業投資奨励策の策定、②奨励適格事業の審査・特典の付与、③その他産業投資奨励に必要な事業の認定等である。BOI のメンバーは、首相を委員長とし、工業大臣が副委員長、経済関係閣僚、タイ工業連盟、主要民間団体等の代表および顧問委員から成っている。BOI は、投資奨励策の検討作業を進め、現在では 2000 年 8 月の新たな投資奨励策にもとづき政策を遂行している[1]。

タイでは、1980 年代後半以降、日本を中心とする海外からの直接投資の増加による外資の流入により、経済が活況を呈するようになった。その一方で、地域間の所得格差の拡大、インフラ整備の遅れや技術者等の人材不足が露呈し始めた。そこで、BOI は、外資導入政策の質的転換を図り、1991 年に投資奨励法を改正し、経済発展に遅れをとった地域への投資優遇措置を拡大する対策を講じた[2]。

1997 年 7 月のアジア通貨・金融危機は、タイの外資導入政策の大きな転換点になったと考えられている[2]。タイ政府は、IMF の指導の下、流出する外資

を抑え、国内資本の蓄積を図るため、外資による出資比率規制の緩和などによる外資の規制緩和という対策を講じた。具体的には、製造業については、輸出比率に関係なく外資100%による企業の設立が認められるようになり、また、2001年12月に法人所得税の免税額に上限が設けられた。タイ政府は、経済発展の推進、国際競争力の強化、地方開発の促進、産業間の連携に寄与する税制面での特典付与の適正化等を目的に、従来のシステムを一新した新たな投資奨励法を策定し、2000年8月の認可事業から適用している（BOI布告)。この背景には、タイ国内の出資者は、バーツ切り下げによる外貨建て債務の増加や収益の悪化等により自身による資金調達能力が低下していたことから、外資による資金調達が喫緊の課題となっていたという点がある。しかし、外資による出資規制（出資比率の制限）が政府規制により障害となっていたため、BOIは規制業種を削減するとともに、外資が参入できる業種の拡大を図る等、外資導入を促進するための対策を実施したのである[3]。

現行の投資奨励策においては、BOIの投資奨励特典対象が7つに区分され、対象業種は129業種にのぼる。特に対象業種の中心となるのは製造業であり、タイの経済発展や産業政策に合致し、技術の向上に寄与する産業であれば立地場所や輸出比率に関係なく外資比率100%が可能となっている。

このように、タイ政府が国の基本政策の一つとして外資導入政策を実施している背景にはどのような目的があるのだろうか。マレーシアはイスラム金融のハブとして、またシンガポールは国際金融のハブとしてその地位を確立するための独自の政策を実施している。タイは、ASEAN地域における製造業を中心とした生産・輸出拠点のハブとしての地位を確立するという政策目的があるものと思われる[4]。タイの一大産業である自動車産業には、約2,350社、従業員52万5千人の規模を誇る第2次・第3次サプライチェーンができている(2010年7月タイ自動車協会[5])。このように、タイは、ASEAN諸国の中でも有数の自動車生産拠点に成長してきた。したがって、自動車産業をはじめ電器・電子産業分野を中心とした豊富な産業集積を背景に、今後も外資を積極的に導

入し、ASEAN における生産・輸出拠点のハブとして役割を果たしていくことが期待される。

第 2 に、政府主導による資本市場改革の実施である。各金融監督当局や市場関係者によって、金融セクター・マスタープラン（2002 年)、保険セクター・マスタープラン(2006－2011)、第 1 次資本市場マスタープラン（2002－2005) がまとめられ、そこで示された指針に従い、重要な制度改革が進められてきた[6]。タイでは、IMF からの融資の返済が終了すると、資本市場の再建から中長期的な発展を目指す第 1 次資本市場マスタープランが策定され、2002 年から実行に移されている。フェーズ 1 は、2002 年から 2005 年までの期間であり、市場インフラの整備やコーポレート・ガバナンス改革、市場流動性の向上といった基盤を固める作業が中心に行われた。2006 年から 2010 年までのフェーズ 2 では、規制緩和による競争環境の整備や投資家層の拡大といった、先進国に近い資本市場の環境整備に向けた改革が行われた[7]。

次に、2006 年 2 月、第 2 次資本市場マスタープラン（2006－2010）が公表された。同プランは、投資家層の拡大、売買手数料の自由化、ベンチャーキャピタルの創設、海外デリバティブ市場との連携等、資本市場の規模を拡大し競争力のある資本市場を育成することを目的としていた[8]。さらに、2009 年 1 月、首相により資本市場開発委員会（Capital Market Development Committee) の委員が任命され、2008 年 3 月に最初の会議が開催された。同委員会の役割は、第一次および第二次資本市場マスタープランによる指針の実施状況をレビューし、その評価を明確にするとともに、社会から多くの意見を集約し、今後 (2009－2013) の展望を示すことであった[9]。同プランでは、タイの資本市場は、経済資源を集め、チャンネリングし、監視することが重要であり、これらの目的を効率的に達成し、タイ経済全体の競争力を高めることにあるとしている。さらに、今後のタイ資本市場の育成のための主要な目標として、資本市場へのアクセスのしやすさなどの 6 項目と、その実現のための重点改革として 8 項目が挙げられ、34 の市場育成策が掲げられている[10]。

このように、タイでは、資本市場に係る制度改革が政府主導により実施され、資本市場の育成に一定の成果を挙げてきたと思われる。株式市場における上場企業の時価総額がGDPに占める割合をみると、2009年末時点でタイは52.4%と経済規模に比しタイの株式市場は多くの発展の余地を残していた。例えば、同年のシンガポールの同様の比率は161.5%、マレーシアは122.6%であり、資本市場改革の必要性は明白であった。その後、2012年末では、タイにおける同様の数値は104.7%と上昇し、シンガポール 144.3%、 マレーシア156.2%と比較すると未だ数値は低いが、政府による資本市場の育成に対する一定の成果であると考えることができる[11]。

⑵　経済政策の特徴

タイは、1997年のアジア・通貨金融危機後、公開企業法等の制度改革や構造改革等を積極的に推進し、輸出の拡大により経済を成長路線に戻した。その後、タイ経済は、2008年のリーマンショックと2011年の大洪水による影響で再び大幅に落ち込んだが、その後輸出と投資は急速に回復し、かつ個人消費も拡大していることから、経済の堅調ぶりが注目されている。これまでのタイ経済を、アジア通貨・金融危機前後の期間に区分し、ポイントを整理しておきたい。

①　アジア通貨・金融危機以前のタイ経済の概要

タイは、1980年代後半から1997年のアジア・通貨金融危機が発生するまでの期間に高成長を達成した。この期間の平均成長率は、9.2%に達している。また、高成長を達成した基本政策は、輸出を主体とした工業化政策を推進してきたことである。1980年代以降、積極的な外資導入による輸出工業化政策を実施し、1985年のプラザ合意以降の急速な円高ドル安により、自動車や自動車部品、電器・電子部品産業、エレクトロニクスや半導体産業等の製造業を中心とする多くの日本を含む外国企業が、良質で安価な労働力等を求めてタイに進出した。これによって、タイにおける生産と輸出が拡大し、タイ経済の成長

に大きく貢献した。また、1990 年代は、金融の自由化が進んだ時期であることから、1993 年にはオフショア市場（Bangkok International Banking Facilities；BIBF）が創設された[12]。

② アジア通貨・金融危機以降のタイ経済の概要

アジア通貨・金融危機以後のタイ経済は、大幅なバーツ安で輸出競争力が向上し、1998 年終盤以降の国内消費の回復により、1999 年の実質 GDP 成長率は前年比＋4.4%と 3 年ぶりにプラスに転じた。2000 年以降は、米国の同時多発テロやインド洋の大津波などがタイ経済のマイナス要因となったが、2001 年に発足したタクシン政権による内需と外需双方の成長を取り入れる政策である「デュアル・トラック政策[13]」の実施によって、経済は成長軌道に戻るとともにそのスピードを加速した。しかし、2005 年以降は政局の混迷を受けて内需が低迷したことから、タイ経済は輸出拡大に頼らざるを得なかった。2000 年時点での輸出依存度は 67%（輸出総額/名目 GDP）であったが、2000 年代半ばには 74%に達した。このようにタイ経済は、輸出がけん引することにより、2006 年から 2007 年の実質 GDP 成長率は 5%台となった。タイ経済は、輸出を主体とした外需の影響を受けやすい経済構造へと変化していったものと考えられる。

タイ経済の現状は、拡大する内需や洪水からの復興需要等により堅調に推移している。また、累積的な貿易黒字や海外からの直接投資の流入による経常黒字により、外貨準備高は十分な水準を維持している。国際収支の安定は、為替の安定にも繋がっている。洪水対策などによる財政支出は増加しているものの、財政規律を失したわけではなく、公的債務残高も他の新興経済国と比べればそれほど多くなく、金融セクターは健全であり、こうした財政・金融面が健全であることがタイ経済の大きな強みである[14]。

２．資本市場の状況

⑴　歴史的経緯

21 世紀に入り、タイの資本市場は、株式時価総額、債券の発行残高ともに大きく増加し、市場のインフラ整備も進められている。ここで、タイ資本市場の歴史を概観することにしよう。タイ証券取引所（Stock Exchange of Thailand；以下、SET とする。）は、1974 年に制定されたタイ証券取引法にもとづいて設立され、1975 年から取引が開始されている。1984 年の証券取引法の改正を経て、1980 年代後半にはタイの資本市場、とりわけ株式市場は急速に拡大していった。その後、1991 年にコンピュータ自動取引処理システム、1992 年にはペーパーレス取引システムが導入され、証券取引の近代化が図られた。また、同年には証券取引の監督機関として証券取引委員会（Securities and Exchange Commission；以下、SEC とする。）が設置され、タイにおける資本市場改革の中心的な役割を果たしていく[15]。1999 年には、大きな成長が期待される中小企業、ベンチャー向けの市場（Market for Alternative Investment；MAI）が設立された。MAI は、開設当初低調であったが 2004 年以降相応の新規公開がなされるようになった。同年には、デリバティブ取引所としてタイ先物取引所（The Thailand Futures Exchange；TFEX）が設立され、外国人投資家の利用を促進するためのフォーリン・ボードも設置された[16]。

タイの株式市場は、2005 年以降急速に拡大しているものの、タイ企業の資金調達手段は、他の ASEAN 諸国と同様に銀行ローンが中心である。上場企業数（SET と MAI の合計）の推移をみると、アジア通貨・金融危機後の 2000 年には 381 社であったが、2012 年には 568 社となっている。

⑵　資本市場の特徴

①　タイ上場企業の状況

2012 年末におけるタイの資本市場における上場企業 484 社（その他および MAI は除く）の構成の上位 3 位は、①不動産および建設業 123 社（25.4%）、

②サービス業 86 社（17.8%）、③自動車等製造業 76 社（15.7%）である。収益では資源エネルギー産業が最も高く、売上高の増加率では農業・食品産業が最も高い[17]。全産業における売上高純利益率は 18%、売上高の伸び率は 14%であった。

株式市場における投資家の構成は、次の通りである。個人投資家比率は、2003 年には全体の 76%であったが、国内機関投資家や外国人投資家による投資の拡大に伴い、2007 年には 54%まで低下した。しかし、世界金融危機の影響を受けて外国人投資家の資金が流出する中で、他のアジア諸国と同様に、国内投資家と国内機関投資家が株式を買い支える形となり、2009 年には全体の 81%と増加に転じている。第一次資本市場マスタープランでは、2010 年までに機関投資家の育成により、個人投資家と機関投資家（外国人機関投資家を含む）との投資比率を 60 対 40 に、国内投資家比率を 2006 年の 10%から 20%に引き上げる目標が設定されていたが、この目標は概ね達成されている[18]。

また、タイ証券取引所では、日本をはじめ、シンガポール、米国、中東からの外国人投資家を増加させるための対策を講じている。タイでは、2012 年末における海外からの投資額の 24.5%（71 億 23 百万米ドル）が株式市場への投資額である。第 1 位は、米国が全体の 36%、第 2 位オーストラリアは 25%、第 3 位ルクセンブルグは 11%であった[19]。

一方、債券市場も拡大している。1997 年のアジア通貨・金融危機とこれに伴う景気の悪化により税収が落ち込み、1998 年 9 月の会計年度から社債の発行額が増えた。例えば、社債の発行残高は、2002 年度末の 3,957 億バーツから 2008 年末には 1 兆 1,219 バーツと 6 年間で 2.8 倍に増加している。2009 年末の債券残高は前年度末比 20%増の 6.1 兆バーツであり、国債が 39%、地方債が 30%、社債が 22%であった。タイの債券市場は、アジア通貨・金融危機後に拡大しているが、特に 2000 年代後半からの成長が著しい。また、2012 年末における海外からの投資額の 75.5%（219 億 52 百万米ドル）が債券市場に対する投資である。第 1 位はブラジルが全体の 28%、第 2 位は韓国の 16%、

第3位はアラブ首長国連邦の8%であった。

3．直接投資の受け入れ

⑴　海外からの直接投資の推移

タイ投資委員会（BOI）によると、2012年のタイへの直接投資（認可ベース、外国資本10%以上の案件）は、2011年（904件、2,784億4,700万バーツ）比で、件数で50.1%増の1,357件、金額で97.1%増の5,489億5,400万バーツとなり、いずれも大幅に増加した。この背景には、2011年後半に発生したタイの大洪水により被災した企業が2012年に工場の再建や機械の入れ替え等を行ったことによる直接投資が大きな要因になったものと指摘されている。

また、タイは、工業団地や道路、港湾などのインフラが整備されていることや、法人税の減免などの優遇措置、自動車をはじめとした充実したサプライチェーンが生産拠点として魅力である。また、1人当たりGDPも5,000米ドルを超え、中間層が増加し、消費市場としても魅力が増していることが要因と考えられている。

部門別の投資認可件数および金額をみると、機械・金属加工が最も多く452件、1,916億バーツ、次いで電気・電子機器が261件、1,222億1,300万バーツであった。また、その他の産業への投資は前年より増加しており、国際調達事務所（IPO）が75件、地域統括会社（ROH）が19件、取引および投資支援事務所の認可89件あった。タイでは、産業集積が進んでいることから、物流や投資の拠点あるいはASEAN地域での統括拠点とする動きが引き続きみられるものと考えられる[20]。

⑵　日系企業の進出形態

BOIによると、2012年の日本からの直接投資（認可ベース）は761件、3,484億3,000バーツであり、金額でみた日本の投資シェアは全体の63.5%を占め、前年比約2倍に増加した。業種別では、自動車部品製造が150件、金属

製品が 84 件と自動車関連の業種が多かった[21]。

国際協力銀行が公表した「わが国製造企業の海外事業展開に関する調査報告－2013 年度 海外直接投資アンケート結果（第 25 回）－[22]」によれば、タイは 2009 年から 2013 年まで、中期的有望事業展開先・地域の関するアンケートで常にベスト 4 にランクされている。2013 年は第 1 位がインドネシア、第 2 位インドに続く第 3 位であった。タイが中期的事業展開先として有望な理由としては、①現地マーケットの今後の成長性、②現地マーケットの現状規模、③安価な労働力が上位 3 位を占めている。タイを選んだ企業 185 社のうち 111 社（60%）が、①と回答している点は興味深い。これは、今後の市場の拡大の可能性が評価されたものと考えられる。一方、タイは、「組み立てメーカーへの供給拠点として」(31.9%)、「産業集積がある」(31.4%) と高く、生産拠点としての魅力が高いことも示された。

これに対して、タイの課題として回答した企業（157 社）は、①労働コストの上昇、②他社との厳しい競争、③管理職クラスの人材確保が困難、が上位 3 位を占めている。特に①は、2012 年 4 月から導入された最低賃金引き上げによる労働コストの増加が影響しているものと思われる。②および③は、競争の激化による事業環境が悪化しつつあることを示しているように思われる。また、日本より収益率が高い国・地域として、タイを選んだ企業が回答総数 363 社のうち 129 社（35.5%）あり、第 1 位となっている。

同アンケート調査では、タイへ海外からの直接投資が増加する中で、日本からの直接投資が増加する要因の一端が示されている。このように、ASEAN 地域における生産・輸出拠点のハブとして多様な魅力もつことが、タイが投資先有望国第 3 位として評価された理由であると思われる。

4．財務報告制度およびコーポレート・ガバナンスの概要

タイでは、2000 年に制定された会計法（Accounting Act, 2000）において、すべての会社にタイ会計基準に準拠した財務諸表の作成を義務づけている。ま

た、会計責任者の資格要件や作成が義務づけられている会計帳簿等の内容、会計監査を受けることなどが規定されている。タイの会計基準は、会計プロフェッション連盟（Federation of Accounting Profession；FAP）[23] が設定しており、タイ独自の会計基準を設定していたことから、国際財務報告基準（IFRS）に完全に一致した基準とはなっていなかった。2010 年 7 月、FAP は 2011 年 1 月 1 日以降開始事業年度より、2009 年までに公表されている IFRS をそのままタイ語に翻訳した新タイ会計基準をすべての会社に適用することとし、コンバージェンス方式で IFRS の導入を図ってきた（一部の基準等は、2013 年 1 月 1 日開始事業年度から適用）[24]。この間、IFRS の適用範囲について検討がなされ、新タイ会計基準は上場企業に適用することとし、非上場企業については一部を任意適用とするなど負担の軽減を図った。

タイが IFRS をすべての会社に導入することについて、われわれはどのように理解すれば良いのだろうか。IFRS の導入が財務報告レベルにどのような影響を与えるかという点から研究した論文がある。Morris, Susilowati & Gray (2012) は、アジア諸国における IFRS の導入が財務報告レベルの向上に貢献したかという視点からアジア 8 か国の事例を検証している。自国の基準の独自性を残しながら IFRS の導入を行った国（マレーシア、シンガポール、日本およびインド）と、IFRS を自国に基準として全面的に導入した国（中国、香港、オーストラリアおよびフィリピン）を比較し、後者の国々の財務報告レベルが前者よりも向上したという実証結果を示している。よって、タイも IFRS の導入により企業の財務報告レベルが向上するための“環境”が整えられたものと捉えることができる。

しかし、Rhaman（2000）は、重要な点を指摘している。東アジアの国々は、IFRS を自国の基準として導入または IFRS と整合性のある会計基準に自国の基準を修正する等の作業を進めている。重要な点は、各国の情報の作成者である企業が自国の会計基準に準拠して財務諸表を作成するよう法規制を強化することも重要である。しかし、その国における財務報告の質は、その国で設定さ

れている会計基準の“解釈および適用”が適切になされているか否かに依存する。よって、自国の基準としてIFRSを導入していたとしても、企業がそれに準拠しなければ財務報告の質は向上しないということを指摘している。タイは、ASEAN地域における製造業を中心とした生産・輸出拠点のハブを目指しており、製造業が産業の中心である。タイ企業は、IFRSの導入に際し、原則主義や公正価値会計などIFRSの理念を正しく反映した財務報告を行わなければならない。果たしてそれは可能なのだろうか。

このような疑問があるにも関わらず、ASEAN共同体構想に取組むことが求められている。タイ、マレーシアおよびシンガポールは、2009年6月に上場企業が株式および債券の発行時に義務づけられている情報開示ルールを共通化した。これによって、タイに上場する企業（外資系企業を含む）が他の2か国で証券を発行する場合に、情報開示に要するコストが軽減されることになる。同時に、他の2か国に上場する企業が、タイの資本市場を活用して資金調達する機会も増えるものと予想される[25]。

タイの財務報告に関する調査研究はきわめて少ない。この調査報告書は、2002年に公表されたもので最新の調査ではないが、タイが抱える問題点を指摘しているという点で興味深い。UFJ総研（当時）は、財務省の委託により、2002年アジア各国における企業会計制度を比較検討するための実態調査報告書[26]を公表した。調査対象国は、タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピンおよび韓国の5カ国である。同調査報告書によれば、タイは2000年にはIASに調和させる形でタイ国会計基準および会社法を改正し、企業の情報開示に関する制度はある程度整備された。同報告書では、この点を評価した上で、次のように述べている。「しかし、運用状況という点からは芳しい成果を上げているとは判断しがたい。…会計士の不足及び監査費用負担から、監査済報告書の提出が全企業に求められているにも関わらず、6万社が監査済報告書を提出していない。SECによれば、SECがレビューした財務諸表のうち約20%に問題が検出される。」としている。このように、タイでは、主に会計・監査制

度はすでに欧米流の近代的な制度が導入されているが、会計士の不足等により、その運用面に問題があると指摘している。

また、タイの中小企業の会計実態を調査した報告書が 2006 年に公表されている。中小企業基盤整備機構の実態把握調査[27]において、タイ会計制度の課題と問題点をつぎのように指摘している。①公認会計士が不足していること、②IAS を中小企業および個人事業にも適用することから大きな負担となっていること、③大企業を除き中小企業および個人事業では会計基準を遵守しないこと、④多くの中小企業が会計業務を外部の会計会社に委託していることから不正会計や帳簿操作の温床となっていること、の 4 点である。これは、必ずしも上場企業に当てはまるものではないが、すべての会社に公認会計士による会計監査を義務付けていることから、このような問題が生じていることは明らかなようだ。

このように、会計基準の運用面で問題が指摘されてきたが、その一因は外部監査を担当する会計士の不足にあることが理解できる。会計士の不足がタイの財務報告制度に深刻な問題であることを、Srijunpetch（2004）の論文が指摘している。この論文では、タイが IFRS を導入したことにより財務情報の信頼性や妥当性は増加し、情報利用者の意思決定により多くの情報提供が可能となったと指摘している。IFRS の導入は、タイの資本市場の状況や企業環境等において、どのように適切な会計処理を行っていくかがこれからの課題となる。そこで、企業はどの程度 IFRS に準拠した財務諸表を作成しているかという IFRS への準拠率を、資産規模、外国投資額、外部監査事務所、収益率等との関連から検証した。その結果、1998 年および 1999 年のタイ企業の IFRS への準拠率は、資産規模と外部監査事務所に依存していたが、2000 年は外部監査事務所だけとなった。この結果は、①Big4 や国際会計事務所に監査を依頼している企業の準拠率が高いこと。したがって、Big4 や国際会計事務所は、企業に対し基準への準拠を指導すると同時に、会計基準の解釈・適用等に関する包括的な情報を企業に提供していることが要因である。②①以外の Big4 や国

際会計事務所に監査を依頼していない上場企業や中小零細企業の基準への準拠率はきわめて低い。この点を規制監督庁は認識すべきであると警鐘を鳴らしている。したがって、タイ企業が財務情報を作成する際の会計基準への準拠は、監査を担当する会計士の果たす役割が大きいということである。

タイ証券取引委員会が 2013 年に公表した調査報告書[28]では、タイで監査業を行っている会計事務所は、Big4 が 4 社、国際会計事務所が 4 社、現地の会計事務所が 19 社であり、タイ上場企業の 56%の監査を Big4 が担当していることが示されている。この調査から、Big4 と国際会計事務所が担当する上場企業全体に占める担当企業数は明らかにされていないが、上場企業の何割かは現地の会計事務所に監査を依頼していると思われるので、それらの企業の IFRS への準拠率は低くなるものと予想される。したがって、上場企業ではあっても、IFRS に準拠する財務情報が作成・公表されていない可能性があることが理解できる。

一方、タイ企業のコーポレート・ガバナンスの状況に関する研究は、以下の通りである。ADBI は、2004 年に Sang-Woo Nam と Il Chong Nam による報告書を公表した[29]。これは、調査対象国であるタイ、インドネシア、マレーシアおよび韓国のコーポレート・ガバナンスの有効性に関して調査したものである。同調査は、各国企業へのアンケート調査を実施し、ガバナンスに関する事前に設定した諸項目についてスコアリングするという方法で行われた。同報告書では、欧米流のコーポレート・ガバナンス・システムは調査対象 4 カ国において機能していると結論づけている。

しかし、タイにおける家族経営企業のコーポレート・ガバナンスに関する問題は、どこに生じるのだろうか。これは、つぎの 2 つに整理することができる。第 1 は、企業資金の調達方法である。タイ企業の多くは、企業資金の調達において、銀行融資の比率が高いことは従来から指摘されてきた。つまり、企業の資金調達が銀行融資に大きく依存する場合、本来、銀行によるモニターの方法がガバナンスの中心となるはずである。このような企業は、銀行への財務報告

が中心となり、社会に対する財務報告の透明性や外部監査の信頼性を高めることへのインセンティブが小さい。したがって、銀行融資に依存する企業が高い比率を占める場合、社会に対する財務情報開示を基軸とするガバナンスの仕組みを導入したとしても、有効に機能するのか疑問となるからである。

第2は、タイ企業の株式の所有構造の問題である。アジア企業の株式の所有構造は、主に、大家族が企業の発行済株式数の約3分の2を究極的に所有・支配している場合が多い。所有と経営が同一である場合、所有が経営を監視するインセンティブは必然的に弱くなると同時に、企業活動のさまざまな側面に閉鎖的あるいは縁故主義的体質が温存されることになる。その結果、取締役会が経営を監視・監督する機能が果たせず形骸化することをはじめとして、少数株主の権利収奪、関係会社間の不透明な経済取引など、ガバナンス上さまざまな問題が生じることになる。

したがって、タイ企業における企業の資金調達と株式の所有構造に起因する諸問題の検討は、ASEANにおけるコーポレート・ガバナンスの枠組みを改善するための重要な課題として位置づけられる。

Cheung, Connelly, Limpaphayom & Zhou（2006）の研究では、香港とタイの上場企業の情報開示および経営の透明性の程度を検証し、特定の企業形態が情報開示に与える影響を分析している。この研究では、OECDコーポレート・ガバナンス原則にもとづき上場企業の情報開示およびガバナンス実務をスコアリングにより評価する方法を採った。この研究は、企業情報の開示とコーポレート・ガバナンスの関係について、タイと香港というアジアの国を対象に検証した点が興味深い。結果は、香港およびタイの企業では、取締役会における独立取締役の割合が高い企業の情報開示および経営の透明性のスコアが高いというものであった。また、タイの企業では、特に取締役会における独立取締役の割合が高い企業は、情報開示レベルも高いことが示された。タイのような未成熟な市場では、良好なガバナンス実務が企業情報の開示および経営の透明性の向上をもたらすと結論づけている。

5．XBRL の導入

XBRL は、当初、米国公認会計士協会主導のもとで開発されていたが、XBRL 運営委員会（XBRL International）が発足後は、世界各国から開発が結集し、国際的な開発体制が敷かれている。国際会計基準審議会（IASB）もまた、積極的に XBRL の開発・普及に関与してきた。国際会計基準委員会(IASC、IASB の前身）と XBRL International は共同で IAS 用のタクソノミ開発を進めてきた。この関係は、IASC が IASB へと改組され、会計基準が IAS から IFRS に変更されてからも続き、今日に至っている[30]。

タイでは、2007 年にすでに XBRL が導入され実用化している。対象は、タイ証券取引所に上場している企業であり、非上場の企業は導入対象とはならなかった。タイでは、XBRL の導入が法的に強制されていたのではなく、企業の任意に任されていた。その際、使用したタクソノミは XBRL International の仕様に準拠したものであった。この点が評価され、タイ証券取引所は XBRL International から表彰されている。タイにおける XBRL の導入・実用化は、タイ証券取引所の管轄として行われている。しかし、タイ証券取引所の監督機関である証券取引員会（SEC）の指導の下であることは明らかである。

注

1　国際協力銀行『タイの投資環境』2012 年 10 月、pp. 36-38。
2　国際協力銀行、同上書、pp. 37-39。
3　国際協力銀行、同上書、p. 39。
4　三菱東京 UFJ 銀行「経済レビュー タイ経済の中期展望～岐路に立つタイ経済～」、2013 年 1 月 29 日、NO. 2013-1、p. 10。
5　JETRO バンコク事務所長井内摂男「タイ経済の現状と課題」JETRO オンラインセミナー資料より。2013 年 12 月 9 日。
6　今泉慎也「タイ」(日本貿易振興機構アジア経済研究所『アジア金融セクターの規制緩和に関する法制度研究』〈金融庁委託事業〉、13 章)、2008 年 2 月。
7　関根栄一、吉川浩史「わが国企業によるタイ資本市場活用の現状と今後の展望」『野村資本市場クオータリー』、野村資本市場研究所 2009 年 Summer、p. 141.

8　粕谷英輝「アジア株式市場のいま　第5回タイの株式市場」、公益財団法人国際通貨研究所『月刊資本市場』、2009年12月号（No. 292)、p. 67。
9　The Stock Exchange of Thailand, *SET News Letter,* May 2006, Vol. 7, No. 96. p. 3.
10　粕谷英輝、前掲論文、p. 67。
11　2012年末時点における上場企業の時価総額がGDPに占める割合については、ASEAN主要4ヵ国（タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン）のインドネシア45.3%およびフィリピン105.4%であった。これらの比率は、以下のWord Bankのデータにもとづいて作成した。http://data.worldbank.org/indicator/CM.MKT.LCAP.GD.ZS
12　三菱東京UFJ銀行「経済レビュー　タイ経済の中期展望～岐路に立つタイ経済～」NO. 2013-1、2013年1月29日、p. 2。
13　タイのデュアル・トラック政策については、三重野文晴「タイ－経済危機からの10年－資本流入の再開の論点整理－」国宗編『国際資本移動と東アジアの新興市場諸国』調査研究報告書、アジア経済研究所、を参照のこと。
14　堀江正人「調査レポートタイ経済の現状と今後の展望～大洪水の打撃から立ち直るタイの輸出と経済～」、三菱UFJリサーチ＆コンサルティング、2013年5月13日、p. 19。
15　川村雄介監修・著、公益財団法人日本証券経済研究所編『アジア証券市場と日本－Asiazationの反映をめざして』金融財政事情研究会、2010年4月、p. 129。
16　公益財団法人日本証券経済研究所『図説アジアの証券市場　2010年版』平成22年4月、p. 162。
17　The Stock Exchange of Thailand, Statisticsより作成。以下を参照のこと。
http://www.set.or.th/en/market/market_statistics.html
18　粕谷英輝、前掲論文、p. 68。
19　IMF, Coordinated Portfolio Investment Survey 2012より抜粋。
20　独立行政法人日本貿易振興機構「世界貿易投資報告タイ編 2013年版」pp. 4-5. 下記のホームページを参照のこと。http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/
21　JETRO、同上書、p. 6。
22　国際協力銀行業務企画室調査課「わが国製造企業の海外事業展開に関する調査報告－2013年度 海外直接投資アンケート結果（第25回)－」2013年11月。
23　タイでは、会計プロフェッション連合会（Federation of Accounting Professions）に登録されている会計士は、2012年12月31日時点で48,427人である。タイの会計士数は、タイの上場企業数、および人口（6,446万人、2012年）からみても、シンガポールとマレーシアの比べ少ない。タイ証券取引委員会（SEC), *Independent Audit Inspection Activities Report 2013,* pp. 50-52。
24　デロイト・トッシュ・ロス・トーマツ「おさえておきたい世界のIFRS事情（第6回)－タイ」『企業会計』2011年6月号、中央経済社。
25　関根栄一、吉川浩史、前掲論文、pp. 144-145。
26　UFJ総合研究所『アジア各国における企業会計制度の現状と課題』平成14年度財務省委託調査、2002年。
27　独立行政法人中小企業基盤整備機構「ASEAN諸国における会計制度の実態把握調査」2006年3月、p. 36。

28　Securities and Exchange Commission, Independent Audit *Inspection Activities Report 2013,* p. 52.
29　Nam, S. W.,. & Nam, I. C., (2004), *CORPORATE GOVERNANCE IN ASIA: Recent Evidence from Indonesia,* Republic of Korea, Malaysia, and Thailand, Asian Development Bank Institute.
30　坂上学『新版 会計人のための XBRL 入門』同文館出版、平成 23 年 9 月、p. 29。

参考文献

今泉慎也（2008）「タイ」（日本貿易振興機構アジア経済研究所『アジア金融セクターの規制緩和に関する法制度研究』〈金融庁委託事業〉、第 13 章）。

粕谷英輝、亀井純野（2009）「アジア株式市場のいま　第 1 回アジア株式市場概観」公益財団法人国際通貨研究所『月刊資本市場』（No. 286）。

粕谷英輝（2009）「アジア株式市場のいま　第 5 回タイの株式市場」、国際通貨研究所『月刊資本市場』（No. 292）。

川村雄介監修・著（2010）『アジア証券市場とグローバル金融危機』公益財団法人日本証券経済研究所。

川村雄介監修・著、日本証券経済研究所編（2010）『アジア証券市場と日本－Asiazation の反映をめざして』金融財政事情研究会。

国際協力銀行（2013）『タイの投資環境』。

国際協力銀行業務企画室調査課（2013）「わが国製造企業の海外事業展開に関する調査報告－2013 年度 海外直接投資アンケート結果（第 25 回）－」。

坂上学(2011)『新版 会計人のための XBRL 入門』同文館出版。

関根栄一、吉川浩史（2009）「わが国企業によるタイ資本市場活用の現状と今後の展望」『野村資本市場クオータリー』、野村資本市場研究所。

デロイト・トッシュ・ロス・トーマツ（2011）「おさえておきたい世界の IFRS 事情（第 6 回）－タイ」『企業会計』2011 年 6 月号。

独立行政法人中小企業基盤整備機構（2006）「ASEAN 諸国における会計制度の実態把握調査」。

長井内摂男（2013）「タイ経済の現状と課題」独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所、JETRO オンラインセミナー資料。

中村明（2013）「タイ経済の現状と注意点～鍵を握るポピュリズム政策」公益財団法人国際通貨研究所ニュースレター、No. 22。

公益財団法人日本証券経済研究所（2010）『図説アジアの証券市場　2010 年版』。

独立行政法人日本貿易振興機構「世界貿易投資報告タイ編 2013 年版」。

堀江正人（2013）「調査レポートタイ経済の現状と今後の展望～大洪水の打撃から立ち直るタイの輸出と経済～」、三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング。

松田修（2004）「タイにおける会社法および会計基準」『会計基準の国際的統一化に向けた欧州・北米・アジア・オセアニア諸国の対応と諸問題』平成 14 年～16 年度科学研究費補

助金基盤研究（B)(1)、pp. 229-237。
三重野文晴（2009)「タイ-経済危機からの 10 年－資本流入の再開の論点整理－」国宗編『国際資本移動と東アジアの新興市場諸国』調査研究報告書、アジア経済研究所。
三菱東京 UFJ 銀行（2013)「経済レビュー タイ経済の中期展望～岐路に立つタイ経済～」NO. 2013-1。
三菱東京 UFJ リサーチ＆コンサルティング（2013)「調査レポート　タイ経済の現状と今後の展望～大洪水の打撃から立ち直るタイの輸出と経済～」。
UFJ 総合研究所（2002)『アジア各国における企業会計制度の現状と課題』平成 14 年度財務省委託調査。

Asia Development Bank (2013), *ASEAN Corporate Governance Scorecard Country Reports and Assessments 2012-2013,* Joint Initiative of the ASEAN Capital Markets Forum and the Asian Development Bank.
Ball, R., Robin, A., Wu, J. S. (2003), Incentives versus Standards: properties of accounting income in four East Asian countries, *Journal of Accounting and Economics,* 36, pp. 234-270.
Craig, R., & Diga., J. (1998), Corporate Accounting Disclosure in ASEAN, *Journal of International Financial Management and Accounting.* pp. 246-274.
Cheung, S. Y. L, Connelly, J. T., Limpaphayom, P., Zhou, L. (2007), Determinants of Corporate Disclosure and Transparency: Evidence from Hong Kong and Thailand, in *Controversies in International Corporate Responsibility International Corporate Responsibility Series,* Volume 3. John Hooker, John F. Hulpke, and Peter Madsen, Editors, Carnegie Mellon University, pp. 313-342.
International Monetary Fund (2012), *Coordinated Portfolio Investment Survey.*
James H. Chan-Lee (2002), *Beyound Sequencing: What does a risk-based analysi of core institutions, domestic financial and capital account liberalization reveal about systemic risk in Asian Emerging Market Economies?,* ADB Institute Research Paper Series, No. 46.
Kosaiyakanont, A. (2013), The Association between Corporate Disclosure, Analysts Following and Information Asymmetry: Evidence from SET 100 Index, *Global Review of Accounting and Finance,* Vol. 4, No. 1, pp. 13-26.
Morris, R., Susilowati, I., & Gray, S. j. (2012), The Impact of IFRS Adaption versus Non-Adaption on Corporate Disclosure Levels in the Asian Region, in *Programme & Proceedings American Accounting Association Annual Meeting,* American Accounting Association, USA, presented at American Accounting Association Annual Meeting, Washington DC, USA.
Rahman, M. Z. (2000), Accounting Standards in the East Asia Region, *Second Asian Roundtable on Corporate Governance,* The Role of Disclosure in Strengthening Corporate Governance and Accountability, Organized by OECD and World Bank.
Securities and Exchange Commission (2013), *Independent Audit Inspection Activities*

Report 2013 The Road Leading Growth, SEC.
Srijunpetch, S. (2004), *The Implementation of International Accounting Standards in Thailand,* School of Accounting and Finance, University of Manchester.
Sutthachai, S., & Cooke, T. (2009), An Analysis of Thai Financial Reporting Practices and the Impact of the 1997 Economic Crisis, *ABACUS,* Vol. 45, No. 4. pp. 493-517.
The Stock Exchange of Thailand (2006), *SET News Letter,* May 2006, Vol. 7, No. 96. p. 3.
World Bank (2005), *Report on the Observance of Standards and Codes* (*ROSC*) *Corporate Governance Country Assessment Thailand.*

ホームページ
ASEAN Capital Market Forum(ACMF) http://www.theacmf.org.
タイ証券取引所 http://www.set.or.th
タイ証券取引委員会 http://www.sec.or.th
タイ会計プロフェッション連盟 http://ifac.org.
XBRL International http://www.xbrl.org.

第 4 章　マレーシア資本市場における企業情報開示

1．経済の動向

⑴　政府の基本政策

マレーシアは、面積 33 万 km^2、人口 2,934 万人（2012 年央推計）、2012 年の実質 GDP 成長率 5.6%、一人当たり GDP10,298 米ドル、首都をクアラ・ルンプールに置くイスラム教を国教とする立憲君主国家である[1]。

①　経済計画の立案

マレーシアは、1957 年、英国から独立し、第 1 次産業を中心に経済を発展させてきた。国民は、政府が経済を発展させることを最優先課題とすることに異論はなかったが、当時、マレーシアのような発展途上国では、自律的に経済が発展していくということは期待できなかった。それは、経済を支える自国の民間企業が育成されていなかったことが主な要因である。したがって、経済を発展させるための環境整備は、政府が「上から」オーガナイズする必要があった。このように、独立間もない発展途上国では、一般的に、政治が経済に直接

的に介入し政治と経済が一体となって経済発展を目指すケースが多い。

マレーシア政府は、国家を発展させる基本計画として、以下のような綿密な計画にもとづき国家運営を行ってきた。第1は、1971年から1990年の新経済政策（New Economic Policy；以下、NEPとする。）の時代である。NEPにもとづいて第1次長期総合計画（Outline Perspective Plan1；OPP1）が立案され、同計画を5か年計画に落とし込んだものが第2次～第5次マレーシア計画である。各5か年計画の途中で、中間報告書（Mid-Term Review of the Malaysian Plan）が公表され、5か年計画の遂行状況がレビューされる。第2に、2020年に先進国入りを目標とした「ビジョン2020」が公表され、1991年から2000年までの国家開発計画（National Development Policy；以下、NDPとする。）が策定された。これにもとづきOPP2が立案された。その実施は、第6次～第7次マレーシア計画の中で行われた。この10年間は、高度経済成長に支えられた期間である。さらに、2001年から国家ビジョン政策(National Vision Policy；以下、NVPとする。）が策定され、これにもとづきOPP3が立案され、第8次～現在までのマレーシア計画が提示されたが、この10年間は経済成長が鈍化した期間である。

このように、マレーシア政府は、5年単位の政治目標を「マレーシア計画」として公表してきた。これらは、対象期間の政治・経済・社会等の計画や目標およびその実績に対する評価・分析、さらに今後の展望等きわめて詳細な計画書である。マレーシアは、この計画に従って全般的な国家運営を行ってきたのである。

2010年3月には、新経済モデル（New Economic Model for Malaysia；以下、NEMとする。）[2] が公表され、マレーシア経済が今後達成すべき目標とその政策手法等が提示され、より市場を重視した経済への変革を目標とすることが示されている。同モデルにもとづき第10次マレーシア計画および経済変革プログラム（Economic Transformation Program）がすすめられている。

政治的要因として最も注目すべき点は、第1次長期総合計画（OPP1）を策定するとともに第2次マレーシア計画においてNEP、一般的に「ブミプトラ

政策」と呼ばれるマレー人優遇政策が実施されたことである。

ブミプトラ政策は、一種の人種差別政策である。一般的に人種差別政策は、マイノリティなど少数の人種や住民に対して多数派が差別的な政策や行動を採ることと理解されているが、マレーシアの政策はこれと対極をなすものである。ブミプトラ政策は、マレー人にさまざまな特権を与え、他の人種（華人およびインド人）よりも政治的、経済的、社会的にあらゆる面で優遇するという優遇政策である。したがって、ブミプトラ政策の特徴は、①マレー人優遇という差別的優遇政策であること、②政府による直接的および積極的な経済社会に対する介入政策であること、の 2 点であると指摘することができる。マレーシアでは、ブミプトラ政策を 1970 年以降継続して実施しており、人種問題の解決と国民的な統合を目指したもので、稀な成功例として評価されている[3]。

表 4－1　マレーシアの経済 5 か年計画（マレーシア計画）の概要

1956 年～1960 年	第 1 次マラヤ計画		
1961 年～1965 年	第 2 次マラヤ計画		
1966 年～1970 年	第 1 次マレーシア計画		
1971 年～1975 年	第 2 次マレーシア計画	OPP1	IMP1
1976 年～1980 年	第 3 次マレーシア計画		
1981 年～1985 年	第 4 次マレーシア計画		
1986 年～1990 年	第 5 次マレーシア計画		
1991 年～1995 年	第 6 次マレーシア計画	OPP2	
1996 年～2000 年	第 7 次マレーシア計画		
2001 年～2005 年	第 8 次マレーシア計画	OPP3	IMP2
2006 年～2010 年	第 9 次マレーシア計画		
2011 年～現在	第10次マレーシア計画		

OPP (Outline Perspective Plan)→長期総合計画
IMP (Industrial Master Plan)→産業基本計画
NEP (New Economic Policy)→新経済政策
NDP (New Development Policy)→新開発政策
NVP (New Vision Policy)→国家ビジョン政策

ブミプトラ政策の主要目標は、①貧困の撲滅と②社会構造の再編を達成である。この背景には、継続的に経済が成長し発展するという前提がある。目標は、経済を「第1次産品の輸出中心」の経済から「輸入代替工業化[4]」の経済に転換させることである。ここでいう「工業化」は、ブミプトラ政策の政策目標を達成するための1つの手段として位置づけられていた[5]。

政府は、ブミプトラ政策の下で経済領域に積極的に介入していった。ブミプトラ政策の目標である社会構造の再編の中には、種族間の資本所有の再編が位置づけられている。これは、1970年から1990年までの20年間にマレーシア全体に占めるブミプトラ（マレー系マレーシア人）による株式の所有比率を30%まで引き上げることを目標とする政策である。マレーシア全体の民間企業、すなわち株式会社の資本所有比率を、ブミプトラ30%、非ブミプトラ(中国系およびインド系マレーシア人）40%、外国資本30%にするという種族間の経済格差是正のための具体的な数値目標が策定された点が大きな特徴である。

マレーシア政府は、多くに公企業[6]を主要な経済領域に設立し、国家資本にもとづいて経済活動を営むとともに、英国系資本や華人系企業を合併・買収等により取得し、その株式をブミプトラに払い下げるという手法でブミプトラ化していった。このような政策は、歴代内閣に引き継がれ、1981年に就任したマハティール首相もブミプトラ政策を政策基盤にしつつ独自の政策を実行していった。その政策は、大きく(1)1981年の首相就任から1990年新経済政策(NEP)[7] の終了までの期間の政策、(2)1991年～2000年までに国家開発政策(NDP)[8] およびそれを継承した (3)国家展望政策 (NVP)[9] に分けることができる。

マハティール政権における政治決定が、マレーシアの資本市場や企業形態などに大きな影響を及ぼした。マハティール首相は、主に2つの政策を実施した。それは、①1986年にはブミプトラ政策を一部棚上げし、製造業を中心に大幅な外資導入政策を実施したこと、②1983年から開始された民営化政策は公企

業をブミプトラを中心に払い下げることで、多くのブミプトラ企業が育成されたことである。マレーシアの資本市場は、両政策の実施により多くの外資系企業および民営化企業が上場され、資本市場は急速に拡大していった。

2009 年 4 月にアブドゥラ首相の後任としてナジブ・ラザク副首相が首相に就任し、ナジブ政権がスタートした。ナジブ政権の一つの特徴は、ブミプトラ政策を緩和させる方針を明確にし、すでに 2 度にわたって緩和策を実施したことである。具体的には、第 1 に、2009 年 4 月下旬にサービス業と金融部門で外資規制を緩和して、投資促進策を導入した。第 2 に、2009 年 6 月、一定の産業分野における企業のブミプトラ 30%の出資義務を撤廃した。

このような状況は、前述したように、マハティール元首相による 1980 年代後半における不況脱出のために外資 100%の出資を認め、投資促進策を実施したことと共通する。ブミプトラ政策の緩和策は、その後 1997 年のアジア通貨・金融危機、リーマンショック後も実施され、2009 年においては製造業以外のサービス業、金融業および不動産業、その他の商業部門への外資導入を促進させるための政策として実施されてきた。

このように、マレーシアでは、独立後の 1970 年代から政府の強力なリーダーシップにより国家運営がなされてきた。マレーシア政府の採った政治的スタンスは、複合民族国家であるがゆえに民族間の融和を図ることであり、これが現在のナジブ政権が主唱する民族の融和を目指す “ ワン・マレーシア ” という考え方に引き継がれている。民族融和を継続的に実現するためには各民族の所得を増やし経済生活の質を高めていくことであり、継続的な経済成長を実現することであった。そのためには、外資導入を一つの起爆剤にして経済の浮揚・拡大を図る政策が実施されてきたのである。したがって、マレーシアでは、西欧先進諸国のように政治的環境と経済的環境が明確に分離されていない。マレーシアでは、政治と経済が密接に関連し、政府の強力なリーダーシップにより国家運営が図られ経済成長を実現するための政策が実施されてきた。

２．資本市場の状況

⑴　歴史的経緯

マレーシアにおける資本市場の歴史は、1960 年マラヤ証券取引所が設立され、1963 年マレーシア連邦の設立により 1964 年マレーシア証券取引所に再編成された。1965 年にはマレーシア･シンガポール証券取引所に変更され、1973 年にシンガポール証券取引所が分離独立したことにより、1976 年クアラ・ルンプール証券取引所（KLSE）が設立された。

KLSE は、2001 年に 3 つのデリバティブ市場を統合し、翌 2002 年には新興企業向けの市場である MESDAQ と合併した。2004 年には株式会社化され、名称をマレーシア証券取引所（Bursa Malaysia）に名称変更し、2005 年 3 月には自国市場へ上場した。上場企業数を振り返ってみよう。

KLSE における 1990 年の上場企業数（1 部・2 部）は 271 社、1991 年 321 社、1993 年 410 社、1995 年 526 社と 1990 年から 1995 年の 5 年間に倍増している。その後の上場企業数は、2000 年 790 社、2005 年 1,019 社、2010 年 956 社、2012 年 921 社、2013 年 911 社と推移している[10]。2007 年の新規上場および株式の追加発行による株式市場からの資金調達額は、前年比 4 倍の 168 億リンギットに上った。また、上場企業は、プランテーション、鉱業、貿易・サービス業、IT 関連およびインフラ関連企業、金融業などマレーシア経済の多様性を反映して比較的幅広く分布している点が特徴である[11]。

海外からの投資額も大幅に増加している。2002 年度の海外からの投資額は 2,534 百万米ドル（株式 1,778 百万米ドル、債券 756 百万米ドル）であったが、2012 年には 50,585 百万米ドル（株式 32,746 百万米ドル、債券 17,838 百万米ドル）と約 20 倍に増加している。一方、ASEAN の中でマレーシアへ多額の投資をしているのは、シンガポールである。2002 年の海外からの投資額に占めるシンガポールからの投資額は 435 百万米ドル、海外からの投資額全体の 17%（株式 394 百万米ドル、債券 42 百万米ドル）であったが、2012 年には 15,377 百万米ドル、全体の投資額の 30%（株式 10,276 百万米ドル、債券 5,101

百万米ドル）へと大幅に増加している[12]。しかし、ASEAN 全体でみると域内投資は著しく盛んであるとは言い難い。また ASEAN 域内投資の特徴は、海外からの ASEAN 主要国への投資は、債券よりも株式投資が盛んであるが、域内投資では株式よりも債券投資が盛んである[13]。

このような資本市場の拡大の端緒は、積極的な公営企業の民営化による拡大であると指摘されており、民営化により上場した企業は 1995 年末の 24 社から 2000 年末には 40 社に拡大している。株式時価総額との対比では、95 年末の 22.8%から 2000 年末には 30.3%へと上昇している。政府が公表した第 8 次マレーシア計画において民営化企業の効率化を図ることが課題とされ、民営化による株式市場を通じた資金調達が拡大することによって、外部株主への情報公開等経営の効率化が求められるようになった。

1991 年にマハティール首相（当時）が 2020 年までの先進国入りを目標とする「ビジョン 2020」という国家目標を発表し積極的な外資導入および民営化策を実施した。これによって、1980 年代後半から 1997 年半ばのアジア経済危機までマレーシア経済は、年平均 8%を超える高い経済成長率を達成してきた。1997 年のアジア通貨・金融危機においては、当初、IMF 型の緊縮財政・金融引締め政策により危機からの脱却を図ろうとした。しかし、1998 年後半から経済政策を大幅に転換し、積極財政・金融緩和による景気刺激策、為替レートの米ドルへの固定（1 ドル＝3.8 リンギット。2005 年 7 月に管理変動相場制に移行。）、短期資本の国外持ち出しの禁止措置を導入した。さらに、日本からの大規模な資金援助（総額 68 億米ドル）等による支援と上記政策との相乗効果により、マレーシア経済は回復基調となった。2008 年半ばまで、マレーシア経済は、概ね堅調に推移し 5%前後の成長を維持してきた。2008 年秋以降、世界的な金融危機に伴う輸出急落で 2009 年の経済成長率は大幅に落ち込むが、2010 年は内需の回復及び中国経済に牽引されて通年で 7.2%を達成。ただし、外需低迷により 2010 年後半から減速傾向となり、2011 年第 1 四半期は 4.6%にとどまった。先進国入りを目指す「ビジョン 2020」にもとづいて、今後も 6.0

%成長の継続を目指している[14]。

このような対策を講じることで、政府は資本市場の規律を守ることに腐心したのである。なお、2000年にマレーシアにはオフショア取引市場[15]としてラブアン国際金融取引所（Labuan International Financial Exchange；以下、LFXとする。）[16] が設立されており、米ドルなどの外貨建ての金融取引が行われている。株式取引高は、2007年には前年比78.2%増となった。株式取引高に占める外国人投資家の割合は36.6%（前年34.3%）、個人投資家の割合は37%（前年34%）であり、投資家の構成は機関投資家が約70%、個人投資家が30%の比率となっている。株価の動向をみると、2006年夏ごろから上昇トレンドに転じ、クアラ・ルンプール総合指数で同年1年間に22%、翌2007年1年間でも約29%という急激な上昇傾向にありバブルの様相を呈していた。しかし、米国発サブプライム問題を受け、株価は2008年1月をピークに一転して下落傾向にあり、世界的な金融危機の影響と自国景気の減速懸念から下落基調を強めている。

⑵　資本市場の特徴－イスラム金融の拡大－

マレーシアは、ASEAN主要4か国の中でも株式市場および債券市場が相対的に発達している。この背景には、アジア通貨・金融危機後、マレーシアの金融市場を強化し市場開放を図る目的で、2001年にマレーシア中央銀行（Bank Negara Malaysia；以下、BNMとする。）による「金融セクター・マスタープラン」、および証券委員会（Securities Commission；以下、SCとする。）から「資本市場マスタープラン」が公表されている。同プランでは、イスラム資本市場の育成とそのプロセスが明示されており、イスラム資本市場を発展させるための戦略として、①イスラム資本市場における金融商品の開発および各種サービスの促進、②イスラム資金の効果的な動員のための活力ある市場の創設、③財務情報の開示および税制などの制度構築、④イスラム資本市場の国際的地位の向上、の4点が示されている[17]。同プランが、マレーシアにおけるイ

スラム金融の拡大に大きな役割を果たし、イスラム資本市場の整備・拡大が重要な国策の一つとして明確に示されたという点で重要なものと位置づけられる。

SC によるイスラム資本市場の育成により、マレーシアの資本市場は、一般的な債券市場とともにイスラム債であるスクーク（イスラム債）市場が大幅に拡大してきた。2008 年末時点でマレーシアにおけるスクーク発行額は約 657 億米ドルであり、世界全体の発行額に 57%を占めている。この背景には、市場育成に関する「資本市場マスタープラン[18]」による綿密な計画と税制の優遇措置などによる手厚い保護を受けてきたことが挙げられる[19]。

マレーシアは、従来から ASEAN 主要国の中でも債券市場が整備されていると評価されてきた。イスラム金融に関連する分野でもリンギット建て国債が 1983 年から継続的に発行されていた。2002 年に発行されたマレーシア政府による初のグローバル・ソブリン・スクークは、発行額が 6 億米ドルであった。2002 年以降、マレーシアにおけるスクークの発行は拡大し、2006 年には世界銀行がリンギット建て債券市場最大となる 7 億 6000 万リンギットのスクークを発行するなど注目を集めたが、2009 年第 1 四半期に一時低調になるものの現在では活性化の兆しが見えていると指摘されている[20]。2009 年 6 月末時点で社債残高の 58%弱となっており、公共債を含めた債権全体でもスクークは 37.7%を占めている。

一方、株式については、上場銘柄の 88%、842 銘柄がイスラムにおけるシャリア適格となっている。マレーシアは、全世界のスクーク市場のシェアの 67%を占める世界最大のスクーク市場をもつ。1983 年のイスラム銀行法の制定以後、政府はスクークの発行を認める政府投資法を合わせて制定した。とくに注目すべき点は、民間企業によるスクークの発行が 1990 年より開始され、2006 年にはその発行額は日本円で 1 兆 2,600 億円であり、民間企業が発行する社債等の債券全体に占める割合は 55%となっている。民間企業によるスクークの発行は、一般債権の発行を上回る傾向にあり、民間企業が資金調達手段の一つとしてスクークの発行を重視する傾向にあることを示すものと考えられ

る[21]。

ここで注目しなければならないのは、オフショア金融センターとしてのラブアン島の果たしてきた役割である。1990 年にラブアン島は国際オフショア金融センター（International Offshore Financial Center；以下、IOFC とする。）であることを宣言し、同地で営業する非居住者に対して税制上の優遇措置を導入し、さらに会社法、税法、銀行法、保険法、信託法、証券業法など一連のオフショア法制化が進められてきた。IOFC は、2008 年に国際ビジネス金融センター（International Business and Finance Center；以下、IBFC とする。）に名称変更した。マレーシア政府は、1990 年以降同島のインフラ整備を進め、マレーシア本土におけるイスラム金融の発展と呼応して、同島においてもオフショアのイスラム金融やイスラムの資産運用ビジネスの発展・拡大を視野に入れてきた。1996 年には、ラブアン金融サービス庁が設置され、2000 年にはラブアン国際金融取引所（LFX）が設立された。2009 年 6 月時点における LFX 上場の金融商品の時価総額は 139 億 5000 万米ドルであり、シャリア適格商品（スクークのみ）の時価総額は約 47 億 5000 万米ドルとなっている。今後は、イスラム銀行業の拡大とともにイスラム金融商品の係る業務がさらに拡大していくものと思われる。

このような過程で、マレーシア政府は、2006 年 8 月、マレーシア国際イスラム金融センター（Malaysia International Islamic Financial Center；以下、MIFC とする。）構想を発表し、国際イスラム銀行事業および国際タカフル（イスラムの保険）事業の登録制度を制定し、外国の金融機関等を積極的に誘致する政策を実施した。ここには、マレーシアがイスラム金融のハブを目指し、国際的なイスラム金融センターとしての地位を確立することが背景にある。それは、中東諸国との関係を強化し、中東オイルマネーを還流させることが最大の目的であると考えられるからである。

2008 年のアメリカ発リーマンショックによる深刻な金融危機により原油価格が大幅に下落し、中東経済やオイルマネーの動向に大きな影響を及ぼしてい

ることから、オイルマネーの取り込みを狙ったマレーシアのイスラム金融に関する政策も見直しを迫られる可能性はある[22]。しかし、「金融セクター・マスタープラン」に示されているように、2010年までにイスラム銀行事業およびタカフル事業の市場シェアを20%に拡大することが目標とされ、国内におけるイスラム金融に対するニーズが高まっていることから、マレーシアにおけるイスラム金融はさらに拡大するものと思われる。

3．財務報告およびコーポレート・ガバナンスの状況

マレーシアでは、企業情報の開示制度、特にXBRLが情報利用者にとってその役割を果たすためには、その前提として財務報告制度が確立され機能していることが必要である。また、財務報告計制度が確立され機能するためには、その前提として一般に認められた会計基準が整備されていなければならない。一般に認められた会計基準が整備されていると同時に、財務情報を作成する企業が会計基準を遵守しているかどうかを外部の第三者が検証する外部監査制度も確立されていなければならない。さらに、企業は主体的に法を遵守し一定の社会的責任を果たすための内部的な仕組みであるコーポレート・ガバナンス・システムが企業内に確立されていることが求められる。資本市場における企業情報の開示制度が機能するためには、このような諸制度が確立されているとともに、それらが適切に運用されていることが必要となる。

例えば、国際財務報告基準（IFRS）という会計行為を律する社会規範は、欧米先進諸国で開発され、長年の議論や関係機関の努力を経てその社会で「自生」したものと考えることができる。これに対して、マレーシアを含めたASEAN諸国では、各国の企業は、IFRSを自国の基準として導入している場合、欧米先進諸国で開発されたルールに準拠して財務諸表を作成することになる。これは、企業がIFRSに準拠して財務書諸表を作成するよう政府により「上から」のオーガナイズされたものである。このように、会計基準を「自生型」と「上からのオーガナイズ型」とに分けて考えた場合、両者は対立的なも

のではないが、「自生型」の国における会計基準の浸透度と「上からのオーガナイズ型」の国おけるその浸透度には、違いが出てくることは明らかであろう。その背景には、「自生型」の国では会計基準が会計に携わる人々の合意により形成され、主に慣習規範として設定されるのに対して、「上からのオーガナイズ型」の国では国家が会計基準の正当性を保証し、法的強制力を付与するとともに規制と監視のメカニズムを制度上導入することが求められるからである。したがって、「自生型」の国では“合意”が中心であるのに対して、「上からのオーガナイズ型」の国では、特にその運用にあたって国家による“法的強制力”の付与および“規制と監視のメカニズム”が求められるのである。

そこで、以下では、先行研究にもとづきながら、マレーシアにおける財務報告制度を概観することにより、マレーシアにおける IFRS の導入が「上からのオーガナイズ型」によるものである点を確認し、IFRS の浸透度を考えてみたい。

マレーシアにおける財務報告制度の発展過程で注目すべき点は、1997 年におけるアジア通貨・金融危機後の政府により抜本的な財務報告制度改革が実施されたことであろう。この制度改革は、アジア通貨・金融危機を端緒に行われたものではない。マレーシア政府は、1990 年代以降、海外からの投資の増加および資本市場における上場企業数の増加等を受けて、企業の財務報告制度のあり方や新たな会計基準設定機関の検討等について、1990 年代の初頭から議論を始めていた。その検討過程で、アジア通貨・金融危機が発生したのである。

よって、財務報告制度の抜本的な改革は、1997 年のアジア通貨・金融危機に対する再建策である『マレーシア経済再建計画』の中に組み込まれることになった。政府は、1997 年、財務報告法（Financial Reporting Act, 1997）を国会で成立させ、財務会計財団（Financial Reporting Foundation；FRF）およびマレーシア会計基準審議会（Malaysian Accounting Standards Board；以下、MASB とする。）という新たな会計基準設定機関[23]を設置した。FRF-MASB 体制は、プライベート・セクターによる会計基準の設定主体として位

置づけられているが、実質的には財務省を中心とした政府によるコントロール下にあり、パブリック・セクターとしての性格をもつものと考えられる。政府の財務報告制度改革の主眼は、会社法等の法改正により、MASB の設定した会計基準に間接的ではあるが法的強制力を付与させ、企業に会計基準を遵守させるための制度上の仕組みを確立することであった。また、企業が会計基準を遵守するための法改正とその法律を所管する規制機関の役割を整理・統合し、財務報告に関する規制と監視を強化する措置を講じた。

MASB が公表する会計基準である Financial Reporting Standards（FRS）は、一部の例外を除き、国際財務報告基準（IFRS）に準拠している[24]。全ての会社は株主総会を開催し、開催日より 1 ヵ月以内に年次報告書を会社登記委員会（Companies Commission Malaysia；以下、CCM とする。）に提出しなければならない。

表 4－2　企業の財務報告制度に関する概要

	非上場企業	上場企業
企業情報の開示内容等に関する規制	・会社法 ・財務報告法 ・MASB 公表の会計基準	・会社法 ・財務報告法 ・MASB 公表の会計基準 ・証券取引所上場基準
財務諸表の提出先	・会社登記委員会（CCM）	・会社登記委員会（CCM） ・証券委員会（SC）
会計基準の設定主体	・FRF-MASB	・FRF-MASB
会計プロフェッションに対する規制	・会計士法 ・マレーシア会計士協会(MIA)の会員規則等	・会計士法 ・マレーシア会計士協会(MIA)の会員規則等

＊各種資料より筆者作成

2002 年の UFJ 総研（当時）の調査報告書[25]では、1997 年のアジア・通貨金融危機以前から、会計基準の設定や企業情報の開示制度は整備されてきた。しかし、アジア通貨・金融危機以降、SC および当時のクアラ・ルンプール証券取引所（KLSE）による監視・監督活動が組織的かつ活発に行われるようにな

り、企業の会計基準への準拠率や開示状況は確実に改善している旨が報告されている。同調査報告書は、タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピンおよび韓国における企業会計制度の実態を明らかにしたものである。同調査報告書によれば、マレーシアの外部監査は、信頼性が高く、米国エンロン社の事件以降監査人の信頼性に対する意識が高まっている、ということが参考情報として示されている。また、「…開示制度とその監督制度はアジア通貨危機以前に既に存在していた。加えて、もともとマレーシアでは会計基準が浸透しており、社内に会計士を擁する企業が多いなど、開示基盤は東南アジアで最も整備されていた。」とした上で、「しかし、その制度が実質的に機能し始めたのはアジア通貨危機以降である。」と指摘している。重要な指摘は、会計制度が機能し始めたのは 1997 年のアジア通貨・経済危機以降という点である。アジア通貨・経済危機以後、政府による一連の制度改革が実施され、企業情報開示に関する規制と監視が強化されたことから、制度運営が適切に行われるようになったと考えられる。

マレーシア会計士協会（MIA）に登録している勅許会計士数は、2012 年末時点で 29,624 名である。しかし、外部監査を含む公的業務（Public Practice）に従事している会計士は、全体の 23%（約 6,800 名）である。その他、勅許会計士資格を取得後企業に就職し現在ビジネスに従事している者が全体の 67%、官公庁等の勤務が全体の 8%、大学等の研究者が全体の 2%である。上記報告書が指摘している「マレーシアでは会計基準が浸透している」という点は、会計士資格取得者の約 7 割が企業に職を得ているという実態によるものと考えられる。会計士資格取得者は、企業に就職した場合でも MIA に勅許会計士として登録し、一定の継続教育等を受けることが義務づけられている。このようなことから、勅許会計士に関する一定の質は維持されているように思われる。

表 4－3　マレーシア会計士協会会員数の推移

	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2012
会員数	1,619	3,560	5,492	8,464	14,263	21,289	26,250	29,624

出典；MIA アニュアル･レポートより作成。

このような指摘に対して、疑問を投げかける論文が公表されている。Abdullah（2013）は、2006 年から 2012 年の期間にマレーシア会計士協会(MIA)・財務諸表検証委員会（Financial Statements Review Committee；FSRC）が公表した報告書にもとづき、マレーシア上場企業が公表したアニュアル・レポートに掲載されている財務諸表が会計基準に準拠しているか否かについて検証した[26]。FSRC は、2006 年 29 社、2007 年 34 社、2008 年 27 社、2009 年 28 社、2010 年 37 社、2011 年 27 社、2012 年 22 社の財務諸表をレビューしているが、会計基準への準拠程度だけではなく、外部監査人が監査基準に従って監査手続きを遂行しているかという点もレビューしている。その結果、継続企業の前提をはじめ減損会計、税効果会計、キャッシュ・フロー計算書、無形資産、棚卸資産、企業結合等々の基準に準拠していないケースが報告された。特に、継続企業の前提では、外部監査人が企業の存続能力に対して重要な疑義(material uncertainties）を認識したにも関わらず、経営者がその不確実性の開示を行わなかった場合に、監査人は監査報告書において限定意見を表明しなければならないが、それがなされていなかった点が明らかにされている。この論文では、このような状況が法による規制メカニズムが機能していない点にあるとし、今後は情報の作成者である企業および外部監査人に対する教育を行うこと、情報の利用者に財務報告に関する実態を情報提供すること、および不正を行った企業名、監査人名を公表する等の制度上の規制を強化する対策を講じることが必要であるとしている。

以上のことから、制度改正、新たな会計基準設定機関の設置、政府による規制と監視の強化、勅許会計士の養成あるいは監査人のローテンション制度の導

入 等マレーシアにおける会計基準への準拠率を高める努力はなされてきたものと思われる。

次に、マレーシアにおけるコーポレート・ガバナンスの状況を概観してみたい。アジア開発銀行研究所（ADBI）は、2004年10月、インドネシア、韓国、マレーシアおよびタイの上場企業307社へのアンケート調査と各社取締役596名へのインタビュー調査に基づいて、各国のコーポレート・ガバナンスへの取り組みおよびその成果を評価した報告書、“*Corporate Governance in Asia, Recent Evidence from Indonesia, Republic of Korea, Malaysia, and Thailand*[27]”を公表した。同報告書では、とくに、マレーシアにおけるコーポレート・ガバナンス改革は、他の3カ国と比較し良好に実施され、きわめて健全であると評価されている。その理由は、主に、取締役会の機能および社外取締役の役割など企業内部のガバナンス・システムが機能していること、情報開示、会計および監査に関する基準の質が高められ、企業の外部ガバナンスが強化されていることが指摘されており、企業における内部および外部ガバナンスの両面が改善されている点が評価されている。

また、2013年に公表されたADBの調査報告書[28]では、コーポレート・ガバナンス・スコアカードによるマレーシアの評価は高い。マレーシア上場企業上位100社という限定的な調査である。情報開示に関する今後改善すべき点として、①株式保有の状況および経営陣による株取引が開示されていない、②監査済み財務諸表の提出遅延、③企業情報のインターネット利用が不適切、④アニュアル・レポートの内容が不十分、⑤その他主な財務リスク等の開示が行われていない点が指摘されているが、全体として情報開示および透明性は向上していると報告されている。

4．XBRLの導入プロセス

マレーシアにおけるXBRLの導入・実用化は、証券委員会（SC）、会社登記委員会（CCM）およびマレーシア会計基準審議会（MASB）が中核となっ

て進められている。

2004 年、ASEAN 域内における資本市場統合化に向けて、ASEAN の財務大臣により ASEAN 10ヵ国の資本市場監督者で構成する「ASEAN 資本市場フォーラム（ASEAN Capital Market Forum, ACMF）」が設立された。ACMF の主な目的は、2009 年の第 13 回 ASEAN 財務相会議で承認された ASEAN 経済共同体のブループリント 2015 に基づき、各国資本市場の法規制を調和させることであった。SC は、ACMF において、マレーシアの証券規制当局として、企業の財務報告において国際財務報告基準（IFRS）を発行体がクロスボーダーで証券を売り出す際の共通の会計基準として採用する際の議論、および ASEAN 域内共通の開示ルールの議論において中心的な役割を果たしている。

一方、マレーシア国内における XBRL の具体的な導入計画は、CCM が立案し、2010 年から 2014 年までの 5 か年計画、いわゆる Strategic Direction PlanⅡ（SDPⅡ）として作業が進められている。CCM は、1965 年会社法および新たな会社条例の規定に準拠した XBRL フォーマットによる財務報告を実施することを求めている。また、CCM は、XBRL を導入することにより、マレーシア中央銀行（BNM）、マレーシア国税庁（IRBM）、証券委員会（SC）およびマレーシア取引所（BM）等の機関によりデータが共有・利用されることで、さまざまな目的に利用可能だと考えている。したがって、CCM は、XBRL の実用化により、①財務情報および非財務情報の統合が容易となり、業務の効率化が期待できること、②公的機関における企業情報の共有・加工・分析等が促進されること、③情報の利用可能性が拡大されること等、を意図している。

特に、企業の財務報告分野における XBRL の導入・実用化は、企業による情報開示が促進され、情報がデジタルデータのまま利用可能であることから入力作業等の効率化やデータ流通コストの削減等が可能となり、情報利用者である投資家、会計プロフェッション、証券アナリスト等による企業評価の精度が

向上することで企業情報の利用可能性が高まることが期待される。このようなことを背景として、CCM は、将来的には、マレーシアにおけるすべての企業に導入することを計画している。しかし、SDPⅡでは、第 1 フェーズとして 2015 年を目途に上場企業およびその子会社、非上場の大企業で実用化を図り、第 2 フェーズで非上場企業に導入する計画である。SDPⅡの第 1 フェーズは重要であり、導入・実用化のための多大な時間およびコストが必要となる。

また、世界的な XBRL の推進母体は、XBRL インターナショナルという国際的なコンソーシアムであり、ここには日本、米国、英国をはじめとする国単位の組織に加え、国際財務報告基準（IFRS）の設定主体である国際会計基準委員会（IASB）が重要なメンバーとして参加している。世界的規模で会計ルールそのものを設定する IASB と、その会計ルールにもとづいて作成される財務諸表の電子開示をつかさどる XBRL インターナショナルは車の両輪の関係で、お互いに連携しながら技術仕様の開発やタクソノミの標準化作業を進めている[29]。したがって、マレーシアにおいても、証券規制当局である SC、国内企業に対する XBRL の具体的推進役として公的な会社の登記機関である CCM、マレーシアにおける会計基準の設定主体として MASB がそれぞれ責任を果たし、かつ協働することにより、マレーシアにおける XBRL 導入・実用化プロジェクトが推進されていくものと期待される。

注

1　アジア経済研究所編『2013 年アジア動向年報』2013 年 5 月、IDE-JETRO、p. 321。
2　新経済モデルは、マレーシアの国家経済諮問審議会（NEAC）が公表したもので、2020 年までに年 6%の経済成長を続けて、一人当たり所得 1 万 5000 ドルから 2 万ドルの高所得国(先進国)を目指すことを明示し、そのための 8 大改革戦略を示したものである。詳しくは、小野沢純「マレーシアの新開発戦略～「新経済モデル」と「第 10 次マレーシア計画」『国際貿易と投資』Autumn 2010、No. 81、p. 39。
3　アジア経済研究所『インド・マレーシアの社会変動と国家官僚制-政治化・専門化と国民統合』、1994 年 2 月、pp.16-17。

4　多くの開発途上国が採る政策の一つで、国の保護政策の下で、国内製造業を振興させることにより輸入工業品から国内製品への代替を進め工業化を図る開発政策である。
5　第 3 次マレーシア計画では、製造業部門の育成はブミプトラ政策達成のための戦略的役割を担っていると明記されている。Malaysia Government, *Third Malaysian Plan 1976-1980,* Kuala Lumpur, 1976, p. 310.
6　国または地方州政府が設立した企業である。
7　新経済政策（NEP）とは、貧困の撲滅と社会構造の再編の 2 つを目標として国家の基本政策であり、第 2 次から第 5 次マレーシア計画までに対応するものである。橋本雄一、前掲書、2008 年 11 月、p. 19。
8　国家開発政策（NDP）は、ブミプトラ企業育成を続けつつも、人的資源開発やインフラ整備など経済成長のための基盤整備に重点を置くという国家の基本政策であり、これを具体化したものが第 6 次から第 7 次マレーシア計画である。橋本雄一、前掲書、p. 29。
9　国家展望政策は、アジア通貨危機のような周辺諸国の経済変動に対応して経済成長を持続するための競争力を獲得することや、これを支える安定した社会を実現することを目標としており、第 3 次長期総合計画（OPP3）にもとづく政策である。橋本雄一、前掲書、p. 41。
10　World Federation of Exchange のデータより抜粋。
11　財団法人国際通貨研究所『東アジア地域における資本市場(株式及び外為規制等)の地域協力の可能性等に関する調査』、2009 年 1 月、p. 22。
12　IMF, Coordinated Portfolio Investment Survey 2002/2012 より抜粋。
13　神尾篤史「ASEAN 資本市場統合の取組み」大和総研、2012 年 8 月 31 日、p. 5。
14　マレーシア日本人商工会議所（JACTIM)、マレーシアの経済概要を参照。
15　オフショア取引市場は、国境を越えて行われる金融取引に対して、規制を緩和し、課税を免除するなど、国内市場とは切り離し自由な取引を認めた市場を意味する。国際オフショア市場では、源泉所得税が非課税など税制だけでなく多様な優遇措置が講じられている。
16　マレーシア政府は、1986 年より外資導入のための金融自由化措置を実施した。1987 年 7 月に国内証券会社への資本出資比率制限を引き下げ、1990 年 10 月にラブアン・オフショア市場を開設し、1991 年 2 月に商業銀行の金利自由化などを行ったことで、1990 年以降のマレーシアは、経常収支赤字を上回る資本収支黒字となった。橋本雄一、前掲書、p.31。
17　Securities Commission, "*Capital Market Master Plan*" February 2001. "*Capital Market Master Plan 2*", April 2011.
18　その背景には、イスラム資本市場の発展を目指すマレーシア政府の政策的意図がある。マレーシアの証券委員会（Securities Commission：SC）は、2001 年に今後 10 年間の金融部門と資本市場の発展を目指し、具体的な改善勧告を示した『資本市場マスタープラン』を公表した。マスタープランでは、マレーシアにおけるイスラム資本市場を国際センターとして成長させることを目的として、13 項目にわたる戦略的勧告が示されており、イスラム資本市場の発展は政府の基本政策の一つとして位置づけられていた。マレーシアにおけるイスラム資本市場の急拡大は、このような政府の積極的な支援の下で実現してきた。
19　川村雄介監修財団法人日本証券経済研究所『アジア証券市場とグローバル金融危機』、金融財政事情研究会、2010 年 3 月、pp. 255-256。

20　川村雄介監修財団法人日本証券経済研究所、前掲書、pp. 261-262。
21　糠田英輝、前掲書、pp. 94-98。
22　中川利香「マレーシアのイスラム金融」福田安志編『イスラム金融のグローバル化と各国の対応』調査研究報告書、アジア経済研究所、2009 年、p. 104。
23　マレーシアで会計基準を設定するための機関であり、従来は、職業会計士団体が会計基準を設定していたが、1997 年には新たな法制定により会計基準の設定機関が明確化されたことは、マレーシアの財務報告制度においても注目に値する。
24　Morris, R. D., Susilowati, I., Gray, S. J., *The Impact of IFRS Adaption versus Non-Adaption on Corporate Disclosure Level in the Asian Region,* The Australian Research Council's Discovery Projects funding Scheme (Project number DP0346684), July 2012.
25　UFJ 総合研究所『アジア各国における企業会計制度の現状と課題』平成 14 年度財務省委託調査、2002 年。
26　Hamid, M. A. & San, S., The Impact Audit Quality on Accounting Conservatism in Financial Reporting of Malaysian Listed Companies, *4th International conference on Business and Economic Research Proceedings,* 2013.
27　Sang-Woo Nam and Il Chong Nam, *Corporate Governance in Asia, Recent Evidence from Indonesia, Republic of Korea, Malaysia, and Thailand,* Asian Development Bank Institute, 2004.
28　Asia Development Bank (2013), *ASEAN Corporate Governance Scorecard Country Reports and Assessments 2012-2013,* Joint Initiative of the ASEAN Capital Markets Forum and the Asian Development Bank.
29　花堂靖仁『XBRL の衝撃　日米欧 40 数か国 550 余機関が推し進める世界標準』、ダイヤモンド社、2008 年 3 月、p. 74。

参考文献

アジア経済研究所編（2013）『2013 年アジア動向年報』IDE-JETRO。
アジア経済研究所（1994）『インド・マレーシアの社会変動と国家官僚制－政治化・専門化と国民統合』
小野沢純（2010）「マレーシアの新開発戦略～「新経済モデル」と「第 10 次マレーシア計画」『国際貿易と投資』No. 81。
川村雄介監修財団法人日本証券経済研究所（2010）『アジア証券市場とグローバル金融危機』、金融財政事情研究会。
財団法人国際通貨研究所（2009）『東アジア地域における資本市場（株式及び外為規制等）の地域協力の可能性等に関する調査』。
花堂靖仁（2008）『XBRL の衝撃』、ダイヤモンド社。
独立行政法人中小企業基盤整備機構（2006）『ASEAN 諸国における会計制度の実態把握調査』。

中川利香「マレーシアのイスラム金融」福田安志編（2009）『イスラム金融のグローバル化と各国の対応』調査研究報告書、アジア経済研究所。

UFJ 総合研究所（2002）『アジア各国における企業会計制度の現状と課題』平成 14 年度財務省委託調査。

Abdullah, M., (2013), Corporate Disclosure Quality in Malaysia, *International Journal of Education and Research.*

Asian Development Bank (2000), *Corporate Governance and Finance in East Asia,* Vol. One & Two.

Hamid, M. A., San, S., (2013), The Impact of Audit Quality on Accounting Conservatism in Financial Reporting of Malaysian Listed Companies, *4th International Conference on Business and Economic Resarch* (*4th ICBER 2013*) *Proceeding.*

Haniffa, R., Cooke, T., (2000), Cuter, Corporate Governance and Disclosure in Malaysia, Presented at the Asian AAA World Conference, 28-30 August 2000)

Khan, M. N. A. A., & Ismail, N. A., (2011), The Level of Internet Financial Reporting of Malaysian Companies, Asian Journal of Accounting and Governance 2.

Leng, L. T., Lazar. J., & Othman, R., (2007), *Adoption of Financial Reporting Standards* (*FRSs*)*: Impact on Malaysian Companies*

Malaysia Government (1976), *Third Malaysian Plan 1976-1980,* Kuala Lumpur.

Morris, R. D., (2012), Susilowati, I., Gray, S. J., *The Impact of IFRS Adaption versus Non-Adaption on Corporate Disclosure Level in the Asian Region,* The Australian Research Council's Discovery Projects funding Scheme (Project number DP0346684.

Norwani, N. M., Mohamad, Z. Z. & Chel, I. T., (2011), Corporate Governance Failure and Its Impaction Financial Reporting Within Selected Companies, *International Journal of Business and Social Science.*

Sang-Woo Nam and Il Chong Nam (2004), *Corporate Governance in Asia, Recent Evidence from Indonesia, Republic of Korea, Malaysia, and Thailand,* Asian Development Bank Institute.

Securities Commission (2011), "*Capital Market Master Plan*" February 2001. "Capital Market Master Plan 2".

The World Bank, (2005), Corporate Governance Country Assessment, Report on the Observance of Standards and Codes (ROSC).

Wan-Hussin, W. N., (2009), The impact of family-firm structure and board composition on corporate transparency: Evidence based on segment disclosures in Malaysia, *The International Journal of Accounting* 44.

第５章　シンガポール資本市場における企業情報開示

１．経済の動向

⑴　政府の基本政策

シンガポール共和国（Republic of Singapore，以下 シンガポールとする）は、1965 年にマレーシアより分離・独立以来、天然資源に恵まれないにもかかわらず、わずか数十年の間に著しい経済発展を遂げ、現在では香港と並ぶアジアの国際金融センターの地位を確立している。建国以来、一貫して人民行動党（People's Action Party，以下 PAP とする）が政権与党であり、一党独裁体制の下、国家政策が積極的に推進されてきた。同国は民族的には中華系、マレー系、インド系より成り立つ多民族国家であり、公用語は英語、中国語、マレー語、タミル語であり、宗教は仏教、イスラム教、ヒンドゥ教、キリスト教が信仰されているが、一方では民族間に共有の言語として英語の国民皆教育を進めてきた。後述するが、それが結果として今日のシンガポールの国際競争力の源泉の一つになっているといえる。

分離・独立以降の政府の基本政策は、外資導入政策と経済発展を根幹に据えた国づくりであった[1]。具体的に言えば、例えば、まず政府自らが港湾、道路、電力、工業団地などの基礎的な産業インフラ整備を集中的に進め、次に、税制上の優遇措置や外資に対する出資比率の原則無制限などきわめて自由度の高い外資導入政策の下、外国資本と技術と誘致することである。そして、国民が労働力を提供し、生産した製品を海外市場に輸出するという、いわゆる「国家主導型開発」と呼ばれる手法を強力に駆使して、高い経済成長を実現してきた[2]。このような経済政策の実行に際して、中心的な役割を担ってきたのが貿易産業省（Ministry of Trade and Industry，以下 MTI とする）及び同省管下の法定機関である経済開発庁（Economic Development Board，以下 EDB とする）であった。とりわけ EDB は投資を誘致し、同国の経済開発全体の舵取りをしてきた。また、加えてその他の機関も有機的に連携し、経済開発を強力に推進

してきたことも指摘される。

⑵　経済政策の特徴

これまでのシンガポールの経済発展の経緯としては、①輸入代替期（1950年代～1960年代前半)、②輸出志向期（1965年後半～1979年)、③産業構造高度化期（1979年～2001年)、④経済再生期（2001年～）に区分される[3]。とりわけ、現在のシンガポール経済の基盤づくりに貢献している政策が、1979年に策定された産業構造の高度化戦略である。これは産業構造を労働集約型から資本・技術集約型への転換を目指したものである。具体的には、外貨導入のための金融・情報センターとしての機能強化、工業団地などのインフラ整備、そして高賃金政策を推進し、その結果として外国資本のＲ＆Ｄやハイテク産業の集積が進み、今日までの経済成長の基盤となっていると思われる[4]。

現在の同国の主要産業は製造業（エレクトロニクス、化学関連、バイオメディカル、輸送機械、精密機械)、商業、運輸・通信業、金融サービス業である。

さらに、シンガポール経済の特徴を理解するためにも、同国経済の強みと弱みを把握しておく必要があるが、以下の事項があげられる[5]。まず、シンガポール経済の強みとしては、①法人税等の税制上のメリットがあること、②教育水準の高い人材が豊富なこと、③アジアの中心に位置する立地的優位性があること、④物流等各種インフラ、生活環境が整備されていること、⑤英語が公用語であること、⑥資金調達が容易なこと、⑦外国人雇用が容易なこと、⑧自由化水準の高さと透明性、⑨政治・社会の安定性、⑩石油化学、電気電子等の産業集積が進んでいること、⑪幅広いFTA（Free Trade Agreement：自由貿易協定)、投資協定ネットワークがあること、があげられる。次に、シンガポール経済の弱みとしては、①人件費や不動産コストが高いこと、②国土の狭さ、③エネルギーの対外依存度が高いこと、④水、食料など基礎食料品の対外依存度が高いこと、⑤国際情勢の影響が大きいこと、があげられる。

以上の事項を踏まえ、さらに長期の成長戦略に基づき毎年の予算案などで政

策実現を目指して、2010年2月に経済戦略委員会（Economic Strategies Committee，以下ESCとする）により新成長戦略が策定された。シンガポールの新成長戦略は、高い技術を有する国民、革新的経済、特色あるグローバル都市を目標（ゴール）と設定し、以下の7つの具体的な戦略があげられている[6]。具体的な戦略としては、①技能と革新による成長（生産性の年率2〜3%の引き上げ、年3〜5%のGDP成長、生産性向上の監視、財政支援、外国人雇用税の引き上げ等)、②グローバルアジアハブとしての確立（競争力ある製造業、金融・ビジネスハブ、都市政策の実験棟)、③活気と多様な企業環境の確立（競争力あるシンガポール企業の育成、世界の中堅企業の誘致）等、④イノベーションの普及、R＆Dの商業化の推進（R＆D投資をGDP比3.5%へ引上げ等)、⑤スマートエネルギー経済の推進（エネルギー源の多様化、環境インフラ産業への投資、省エネ等)、⑥将来の成長のための土地生産性の向上(タンジョンパガー、ケッペル、プラウブラニの再開発、チュアスへの港湾機能の統合)、⑦親しみあるグローバル都市の確立（ハードからソフトへ、文化都市等)、があげられている。この新成長戦略は今後の10年間のシンガポール経済の展望の下に策定されており、現在進行中である。

2．資本市場の状況

⑴　歴史的経緯

シンガポールの資本市場の歴史は、1965年のマレーシア・シンガポール証券取引所が名称変更に伴って設立されたことに端を発し、1973年にはシンガポール証券取引所（Stock Exchange of Singapore，以下 旧シンガポール証券取引所とする）として分離独立した。さらに1992年12月に旧シンガポール証券取引所とシンガポール国際金融取引所（Singapore International Monetary Exchange）の2つの取引所が合併して創設されたのが、現在のシンガポール証券取引所（Singapore Exchange，以下SGXとする）である。SGXは現物市場（SGX-ST）とデリバティブ市場（SGX-DT）をそれぞれ独立した法人格

として運営しており、その傘下にシンガポール商品取引所（Singapore Commodity Exchange，以下 SICOM とする)、原油や船舶・ジェット燃料、タンカー運賃等の先物・スワップ市場向け決済期間である SGX アジア・クリア、決済機関である証券中央預託機構を有する総合取引所である。2012 年 6 月末時点の時価総額は、6,646 億 US ドルでアジアの中では台湾証券取引所とほぼ同程度の規模である[7]。

⑵　市場の特徴

税制など政府の政策の下、シンガポール市場は国際金融センターとしての地位を確立してきた。SGX は ASEAN 諸国の中では経済規模に比して、最も規模の大きな株式市場である。メインボードとカタリストの 2 種類の市場があり、メインボードは時価総額が大きい事業基盤の確立している大型優良企業向けの市場であり、一方カタリストはベンチャービジネスや新興企業を対象とした市場である。市場の特徴として、政府が上場に要するコストの安さや税制などにより外国企業の誘致を積極的に推進した結果、アジアの他の証券取引所と比べて圧倒的に外国企業の上場が圧倒的に多いこと（全上場数の 40 %程度）があげられる。

シンガポールに拠点を置く銀行や資産運用会社、保険会社など金融機関は 700 社以上であり、統括本部を置く金融機関も増加傾向にあり、アジア有数の資金調達拠点となっている。さらに、アジア最大の外為取引市場であり、アジアの富裕層向け資産管理（プライベートバンキング）の多くが拠点を置きアジアの資産管理拠点として注目されるなど、シンガポールはアジアの金融センター、金融ハブとして着実に前進しているといえる。

このようなシンガポールの国際金融センターとしての成功要因に関する調査の結果、同国では、自国の「強み」と「弱み」を認識し、資源・産業規模面での制約や他国との競争状況を踏まえ、海外の機関投資家や富裕層の資金を呼び込み、アジア諸国の市場やインフラに投資し運用するという、いわば「外―外」

の取引を中心に「ウェルスマネジメント」や「資産運用業」等に分野を絞った上で、市場や業界の育成、海外からの高度人材の獲得や国内での育成等も含めた幅広い施策を戦略的に講じることを通じて発展を図り、国際金融センターとしての地位向上に成功したことが明らかになった[8]。加えて、シンガポール市場の発達の理由としては、①アジア域内の高い経済成長に伴う旺盛な資金需要の存在、②政府が金融市場の発達に注力してきたこと、③中国や日本において金融資本市場の規制緩和等が進まなかったため、シンガポールの国際金融センターとしての役割が高まったこと、④情報インフラや法制度が整備され、英語が普及していたこと、などがあげられる[9]。

3．直接投資の受け入れ

⑴　海外からの直接投資の推移

1965 年のマレーシアからの分離・独立以降、シンガポールは輸出志向型産業の育成を目的とし、国策として外国資本の呼び込みを推進してきた。1960 年代は衣料品等の労働集約型産業が中心だったが、1970 年代にはコンピュータ部品やソフトウェアなどの技術集約型産業へとシフトした。さらに 1980 年代には知識集約型産業へのシフトを目指した結果、6,000 社の国際企業が拠点を置くに至り、PC のハードディスクの生産・輸出、石油精製業において世界トップクラスの実力を保持するまでに至った[10]。そして、21 世紀の戦略として「Technopreneurship　21」計画が打ち出され、先端技術の開発・企業を奨励し、多国籍企業の製造拠点、地域のサービスハブとしての役割を強化することが推進されてきた。近年の対内直接投資の動向としては、業種別ではエレクトロニクス、化学、サービス産業が上位であり、国・地域別では米国、欧州、日本が上位を占めている。全体的傾向として、研究開発分野への投資、成長著しいアジア地域における地域統括拠点の新設・強化の動きが活発化していることが指摘される[11]。

⑵　日系企業の進出形態

シンガポールへの進出形態としては、主に①現地法人（Company)、②支店(Branch)、③駐在員事務所（Representative Office）がある。このうちでも現地法人の設立が容易であり、税制上の優遇措置も受けられるので、現地法人の形態を採用する場合が最も多い[12]。現地法人（会社）は、①非公開株式会社(Private Company Limited by Share)、②免除非公開株式会社（Exempt Private Company Limited by Share)[13]、③公開会社（Public Company Limited by Share)、④無限責任会社（Unlimited Company)、に区分される。日系企業の進出形態として、最も一般的なのが非公開株式会社である。

現在、シンガポールにおける日系企業数は802社（2014年1月、日本商工会議所会員数)[14] であり、地域統括機能を設置する動きが加速している。この背景としては、アジアにおける事業展開の重要性が増大したことや事業規模が拡大している中、経営統制の強化や経営支援機能（シェアードサービス）提供により、地域内グループ企業全体での効率化・コスト削減を図ることなどがあると考えられる[15]。また、2011年12月～2012年1月に日本貿易振興機構（ジェトロ)、シンガポール日本商工会議所（JCCI）および在シンガポール日本国大使館が共同実施した「第3回在シンガポール日系企業の地域統括機能に関するアンケート調査」[16] によれば、地域統括機能をシンガポールに設置する理由として、①「周辺地域へのアクセスが容易な立地にあるため」(81.8%)、②「物流、輸送、通信等のインフラが整備されているため」(55.8%)、③「低い法人税や地域統括会社に対する優遇税制など税制上の恩典が充実しているため」(48.1%）が上位を占めた[17]。なお、様々な優遇税制・優遇措置に関しては、次節で述べる。

４．政府による規制

⑴　租税制度の特徴

シンガポールの課税当局は、シンガポール内国歳入庁（Inland Revenue

Authority of Singapore，以下 IRAS とする）であり、同国では日本の法人税と所得税に該当するものを 1 つに合わせた所得税法（Income Tax Act）によって規定している。その他主要なものとして、消費税（Goods and Services Tax）及び印紙税（Stamp Duty）があげられる[18]。シンガポールの租税制度の特徴としては、外国企業の誘致や産業振興を図るという国策に従って、様々な税制面での優遇措置が設けられていることである。これらの優遇措置は所得税法および経済拡大奨励法（Economic Expansion Incentives Act）に規定されている。注目すべき点として、まずはアジア主要国の中でも香港に次いで法人税率が低いことである。シンガポールの法人税率は段階的に引き下げられ、現在は 17%である。しかしながら、繰越欠損金が原則として期限に際限なく認められることなどから、実効税率はさらに引くなる傾向にある[19]。次に、その他主要な優遇税制および優遇措置は、以下のとおりである[20]。

① パイオニア・インセンティブ（Pioneer Incentives：PC-M/PC-S）

これは EDB（経済開発庁）によりパイオニア・ステータスの認定を受けた企業には、最長 15 年間にわたる法人所得税の免税措置が適用されるものである。EDB は、製品の種類、投資規模、技術レベルなどを主に考慮してパイオニア・ステータスの付与を判断している。

② 地域統括本部制度（Regional Headquarters Award，以下 RHQ とする）

この優遇措置の所管は EDB であり、EDB は、地域統括本部を 3 つ以上の地域統括サービスを 3 カ国以上の海外のグループ企業に提供することと定義している。地域統括サービスと認定される所得（経営、サービス、販売、貿易、ロイヤルテイ）の増加分に対して、最大 5 年に限り、15%の優遇税率が適用される。しかしながら、適用開始から 3 年以内に年間事業支出 200 万 S ドル以上の増加、同 3 年間の事業支出の累計額が 300 万 S ドル以上増加すること等の条件を満たすことが求められる。

③ 国際統括本部制度（International Headquarters Award，以下 IHQ とする）

これはRHQを超える事業を行う企業に対して適用される制度である。認定所得に対する優遇税率とその適用期間は、EDBとの協議によって、弾力的に決定・適用される。

④　グローバル・トレーダー・プログラム（Global Trader Program，以下GTPとする）

これは石油製品、石油化学製品、農産物、金属、電子部品、建築資材、消費財などの国際貿易に携わる会社でシンガポールをオフショア貿易活動の拠点として位置付け、経営管理、投資・市場開拓、財務管理、物流管理の機能を有する会社は、認定されると特定商品のオフショア貿易による収益に対して5%または10%の軽減法人税率が適用される措置である。

⑤　金融財務センター（Finance & Treasury Centers，以下FTCとする）

これは財務、資金管理、財務アドバイザーの提供から生じる所得や外貨建て株式・債券・為替取引からの所得、配当等に対して、最大10年間、10%の優遇税率が適用される措置である。但し、金融財務センターとしては、3人以上の専門家を雇用し、サービスを3カ国以上の海外のグループ企業に提供することなどの条件を満たすことが求められている。

⑥　国外投資先からの所得に関する税制

これはシンガポール国外の投資先からの配当金、国外支店の収益、サービス収益については、国外源泉所得が国外で課税対象であること、国外の法人税率が15%以上であることを条件に免税となる制度である。

⑦　キャピタル・ゲインに対する税制

これは資本取引から生じるキャピタル・ゲインを非課税とする制度である。

⑧　租税条約等のメリット

シンガポールは69カ国と租税条約を締結しており、シンガポールの地域統括会社は同租税条約の適用を受け得る。

⑨　各種補助金

例えば、クリーン・エネルギー、バイオメディカル分野などで各種補助金制

度が設定されている。

⑵　財務報告制度の概要

まず、シンガポールにおける株式市場の規制体制としては、2001 年に証券業に関する監督機関である証券業審議会（Securities Industry Council）が通貨管理庁（Monetary Authority of Singapore，以下 MAS とする）の諮問機関となった。MAS はシンガポールの中央銀行であり、証券業に対する一義的な監督機関である。なお、上場企業については、MAS と SGX が監督している。

次に、開示の法規に関しては、①会社法（Companies Act)、②メインボード市場の上場マニュアル（Listing Manual)、および③カタリスト市場の上場マニュアルがある。また、資本市場法である証券・先物法（Securities and Futures Act、以下 SFA とする）には公募時の目論見書に記載する財務諸表の開示に関する規定はあるが、継続開示に関する規定はない。会社法は、シンガポール企業が活動するにあたって遵守しなければならない規範を法令として規定したものであり、会計基準の遵守についても規定している（第 201 条第 1A 項)。シンガポールの会計基準は、財務報告基準（Financial Reporting Standards，以下 FRS とする）と財務報告基準解釈指針（Interpretation of FRS，以下 INT FRS とする）からなり、いずれも財務省が管轄する会計基準審議会（Accounting Standards Council、以下 ASC とする）が改廃、設定を行っている。監督官庁は会計企業規制庁（Accounting and Corporate Regulatory Authority，以下 ACRA とする）であり、ACRA は会社法や会計基準への準拠を監督するばかりではなく、財務報告書や会社情報の登記事項を管理している。

また、会社法第 201 条第 3A 項によれば、会社は連結財務諸表を作成し、株主総会開催の 14 日前までに株主に送付しなければならない。上場企業である場合は期末日後 4 ヶ月以内、その他の会社については期末日後 6 ヶ月以内

に作成しなければならない。なお、実務的には上場マニュアルに基づくアニュアルレポートを送付するのが一般的である。連結財務諸表と個別の貸借対照表の作成が必要とされ、連結財務諸表では貸借対照表、損益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、会計方針及び注記の開示が必要である。監査報告書の添付も要求されている（第 201 条第 4 項)。また、準拠すべき会計基準は財務報告基準（FRS）であるが、外国企業についてはIFRS あるいはUS GAAP の採用も認められている（第 201 条第 3A 項，第 14C 項)。

前述したとおり、シンガポールの会計基準は FRS と INT FRS からなり、会計処理方法のほか、財務諸表の開示にあたって必要となる事項についても規定している。FRS と INT FRS は国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards，以下 IFRS とする）及び解釈指針（Interpretations of Financial Reporting Standards，以下 INT FRS とする）と配列、番号は一致し、その内容もほぼ同じであり、IFRS の改廃、設定の都度、FRS 及び INT FRS に反映されている。シンガポールでは、2002 年以来、自国の会計基準である FRS を IFRS に倣って策定するアプローチを採用しており、経済的またはビジネスにおける実質的な論拠がある場合にのみ限り、IFRS とは異なる規定を設けている[21]。例えば、ある会社の親会社が連結財務諸表を作成している場合、当該会社は連結財務諸表の作成が免除されるという規定がある。IFRS の場合、この規定の適用は親会社が IFRS で連結財務諸表を作成している場合に限定されている。これに対し、FRS では、親会社で作成されている連結財務諸表が準拠している会計基準に限定はない。シンガポールには多国籍企業が多く、親会社で作成されている連結財務諸表も様々な会計基準で作成されているという事情を反映したものである[22]。加えて、上場企業に関してはメインボード、カタリストともに準拠すべき会計基準は FRS であるが、外国企業については IFRS または US GAAP の採用も認められている。今後の展開として、会計基準設定主体である ASC は 2012 年までに FRS を IFRS にフル・コンバージェンスすることが発表されている。シンガポールの財務報告制度の特徴とし

ては、国際金融センターとしての地位確立を目指す国策の一環として、会計制度を外国人投資家を呼び込む市場整備のための戦略ツールと明確に位置づけ、積極的な制度設計・変更が推進されてきた点があげられよう。

加えて、シンガポールでは会社法によって、原則としてすべての会社は会計監査（法定監査）を受けなければならないが、これを支えてきた会計プロフェッションが公認会計士であり、同国における公認会計士の数は同国の人口の割合からすると多いと思われるが、それに反して着実に年々増加傾向にある。例えば、近年のシンガポール公認会計士協会（Institute of Certified Public Accountants of Singapore, 以下 ICPAS とする）の 2005 年から 2013 年までの会員数の推移は、次のとおりである（ICPAS, *ANNUAL REPORT* 及び ISCA、*ANNUAL REPORT* から引用)。2005 年 17,328 人、2006 年 18,143 人、2007 年 19,168 人、2008 年 20,258 人、2009 年 21,229 人、2010 年 23,109 人、2011 年 24,945 人、2012 年 25,435 人、2013 年 28,050 人。また、他国との比較において、シンガポールでは女性の社会進出が著しい状況を反映して、女性会員の割合が全体の過半数を上回っていることが特徴としてあげられる（2013 年時点では女性会員は全会員の 64%を占めている)。なお、シンガポールでは 2013 年 7 月に従来の公認会計士（Certified Public Accountant：CPA）から勅許会計士（Chartered Accountant：CA）へと名称が変更され,それに伴い ICPAS も ISCA（Institute of Singapore Chartered Accountants：シンガポール勅許会計士協会）へと名称変更された。

5．XBRL の導入状況

近年、ASEAN 域内においては資本市場統合化に向けた動きが活発である。2004 年に ASEAN の財務大臣により ASEAN 10ヵ国の資本市場監督者で構成する「ASEAN 資本市場フォーラム（ASEAN Capital Market Forum, 以下 ACMF とする)」が設立された。ACMF の主な目的は、2009 年の第 13 回 ASEAN 財務相会議で承認された ASEAN 経済共同体のブループリント 2015

に基づき、各国資本市場の法規制を調和させることであった。これまでACMFにおいては、企業の財務報告においてIFRS（国際財務報告基準）を発行体がクロスボーダーで証券を売り出す際の共通の会計基準として採用することに関する議論、およびASEAN域内共通の開示ルールに関して議論がなされてきた。

シンガポールにおいて企業の提出する公表財務諸表へのXBRL（eXtensible Business Reporting Language，以下XBRLとする）の導入・実用化を主導しているのはACRA（会計企業規制庁）である。同庁は会社法や会計基準への準拠を監督するばかりではなく、財務報告書や会社情報の登記事項を管理している。ACRAは、2007年11月より有限責任会社、無限責任会社を問わず、全ての株式会社に対して、XBRLに基づいて作成された財務諸表の提出を義務付けた。同時にICPAS（シンガポール公認会計士協会：現ISCA）の協力の下、XBRLを用いた財務情報のサプライチェーンに関する分析・研究に取り組んでいる。XBRLで定義された財務データは、財務情報のサプライチェーン（情報の提出側から受取側に伝わるまでのプロセス）内を情報の提出側から改ざんされずに瞬時に受取側に到達し、さらにレポート作成、リスク管理、情報開示、税務申告など用途に応じて容易に加工が可能になる。シンガポールにおけるXBRLの導入・実用化は順調に推移しているようにみえたが、しかしながら、2013年10月からXBRLの改訂が行われた。そして、2014年3月より改訂版のXBRLによって作成された財務諸表の提出が義務付けられた。同国におけるXBRLの実用化もようやく安定してくるように思われる。XBRLは企業情報開示ルールに密接に関係しているため、ACMFの今後の動向にも注目したい。

注

1　一般財団法人自治体国際化協会（2006）p. 132。

2　同上。
3　同上書, pp. 132-133。
4　同上書, p. 133。
5　日本貿易振興機構（2014）p. 15。
6　同上書（2014）p. 44。
7　有限責任あずさ監査法人（2012）p. 2。
8　金融・資本市場活性化有識者会合（2014）p. 1。
9　一般社団法人全国銀行協会（2011）p. 36。
10　一般財団法人自治体国際化協会（2006）p. 139。
11　例えば、日本貿易振興機構（2012）および（2013）を参照されたい。
12　南里・中瀬（2014）p. 29。
13　免除非公開株式会社とは、非公開株式会社のうち株主が 20 名以下の個人株主である会社または政府系企業で大臣が官報において免除非公開株式会社であることを宣言した会社である。非公開株式会社と異なり、貸借対照表及び損益計算書の登記が不要であり、会社の取締役に対する金銭の貸付も認められている。さらに年間収益が 500 万 S ドル未満の場合には、会計監査人による法定監査が免除される。
14　シンガポール日本商工会議所（JCCI）HP (http://www.jcci.org.sg)
15　日本貿易振興機構（2012）p. 7。
16　同上。
17　同上書, p. 8。
18　南里・中瀬（2014）p. 121。
19　日本貿易振興機構（2014）pp. 28。
20　同上書, pp. 29-30。
21　有限責任監査法人トーマツ（2011）p. 205。
22　同上書, pp.205-206。

参考文献

一般財団法人自治体国際化協会（2006）『シンガポールの政策（2005 年改訂版)』一般財団法人自治体国際化協会.
一般社団法人全国銀行協会（2011）『アジア経済圏にとって望ましい金融・資本市場のあり方』一般社団法人全国銀行協会.
金融・資本市場活性化有識者会合（2014）『金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言)』金融・資本市場活性化有識者会合.
少徳健一（監修）SCS Global（編）南里健太郎・中瀬和正（2014）『シンガポール進出企業の実務ガイド』中央経済社.
独立行政法人中小企業基盤整備機構（2006）『ASEAN 諸国における会計制度の実態把握調査』独立行政法人中小企業基盤整備機構.

独立行政法人日本貿易振興機構（2012）『ジェトロ世界貿易投資報告シンガポール』独立行政法人日本貿易振興機構.
独立行政法人日本貿易振興機構（2013）『ジェトロ世界貿易投資報告シンガポール』独立行政法人日本貿易振興機構.
独立行政法人日本貿易振興機構シンガポール事務所（2012）『シンガポール会社法』独立行政法人日本貿易振興機構.
独立行政法人日本貿易振興機構シンガポール事務所（2014）『シンガポール経済の動向』独立行政法人日本貿易振興機構.
日本経団連企業会計部会・財務会計基準機構企業会計基準委員会・日本公認会計士協会（2010）「国際会計基準（IFRS）に関するインド・シンガポール ミッション報告」『会計・監査ジャーナル』第658巻, 2010年5月号, pp.60-65.
松田　修（2004）「シンガポールにおける財務報告基準」『名古屋産業大学論集』第5号、環境情報ビジネス学会, 2004年11月, pp.47-55.
有限責任あずさ監査法人（2012）『AZ Insight』volume 54, 2012年11月.
有限責任監査法人トーマツ（2011）『「会計基準改訂にかかる情報開示制度等に関する調査研究」報告書』有限責任監査法人トーマツ.
Accounting And Corporate Regulatory Authority (ACRA) (2013) *ANNUAL REPORT 2012/2013,* Accounting And Corporate Regulatory Authority.
Institute of Certified Public Accountants of Singapore (ICPAS) (2009) *ANNUAL REPORT 2009/2010,* Institute of Certified Public Accountants of Singapore.
Institute of Certified Public Accountants of Singapore (ICPAS) (2010) *ANNUAL REPORT 2010/2011,* Institute of Certified Public Accountants of Singapore.
Institute of Certified Public Accountants of Singapore (ICPAS) (2011) *ANNUAL REPORT 2011/2012,* Institute of Certified Public Accountants of Singapore.
Institute of Certified Public Accountants of Singapore (ICPAS) (2012) *ANNUAL REPORT 2012/2013,* Institute of Certified Public Accountants of Singapore.
Institute of Singapore Chartered Accountants (ISCA) (2013) *ANNUAL REPORT 2013/2014,* Institute of Singapore Chartered Accountants.
Singapore Exchange (SGX) (2014) *Review of Securities Market Structure and Practices,* Singapore Exchange.
XBRL International, Inc (2007) *PROGRESS REPORT,* XBRL International, Inc.

ホームページ
シンガポール日本商工会議所（JCCI）　http://www.jcci.org.sg
Accounting And Corporate Regulatory Authority (ACRA)　https://www.acra.gov.sg
ASEAN Capital Market Forum (ACMF)　http://www.theacmf.org.
XBRL International　http://www.xbrl.org.
XBRL Japan　http://www.xbrl.or.jp.

おわりに

本研究では、タイ、マレーシアおよびシンガポールの資本市場における企業情報開示、とりわけ XBRL の導入・実用化に焦点をあて、問題点を検討することを目的としてきた。本研究では、(1)XBRL を導入することで利用できるツールや技術、XBRL の基礎概念や構造、タイにおける実用化の事例など XBRL の技術的側面を中心に検討し、(2)タイ、マレーシアおよびシンガポールでは、経済が回復基調に向かい財務報告制度の適切な運用に対するニーズが高まっていることを検討し、(3)XBRL により発信される財務情報の基盤となる各国の財務報告制度の問題点について検討してきた。

(1)については、XBRL は企業の財務報告に利用する世界共通のコンピュータ言語である。しかし、金融庁が導入した EDINET で利用されている XBRL とタイ証券取引所で利用されている XBRL は必ずしも共通のものではなく、財務データを同じように利用できないという問題があった。両者の相違点は、タクソノミにあり、そのタクソノミは各国の会計基準にあわせて開発される点にある。ASEAN は、経済共同体の実現を目指し ASEAN 各国の会計基準を共通化する作業を進めている。その理由は、タイ、マレーシアおよびシンガポール各国が IFRS に準拠した会計基準を導入することでタクソノミを共通化し、タクソノミに準拠して作成されるインスタンス文書を共通化することで、ASEAN における XBRL データの共通化を図り、さらに世界共通のデータ利用を意図しているからである。

次に、(2)については、財務報告制度を取り巻く諸環境の状況を確認した。タイ、マレーシアおよびシンガポール各国の重要な国策は、タイが ASEAN 地域における製造業を中心とした生産・輸出拠点のハブとして、マレーシアはイスラム金融のハブとして、シンガポールは国際金融のハブとしてその地位を確立することを目指し、各国は独自の政策を推進してきた。それぞれの国に共通する点は、①政府主導により経済を発展させてきたこと、②外資導入政策の

推進を経済発展の基礎として諸政策を実施してきたこと、③ASEAN 経済共同体の実現に向けて XBRL 等の諸制度の共通化を図っていること、④海外からの投資拡大により、さらなる経済発展に向かっていること等々であった。これらの国々では、政治は経済が発展するよう誘導するよう「上からオーガナイズ」する役割を果たし、さらにそのための制度整備を行う役割を果たしてきたことが特徴であった。

現在、タイ、マレーシアおよびシンガポールは経済の回復期を迎えている。それぞれの国は、さらに海外からの投資受け入れ、かつ ASEAN 域内における投資を活発化させることで、経済を成長軌道に乗せること目標としている。このようなことから、タイ、マレーシアおよびシンガポールにおける企業情報開示の基盤である財務報告制度の適切な運用が求められていることは明らかである。

(3)については、以下の通りである。タイ、マレーシアおよびシンガポールにおける XBRL を導入・実用化に向けた問題は、財務報告制度の運用面にあることが確認できた。財務報告制度の統合機能を受けもつ下位システムに会計基準がある。特に「正当性の保証」という問題に限定して検討すると、「われわれにとって企業情報開示とはどのような意味を持つものなのか、また、その前提となる会計基準をなぜ守る必要があるのか」という認識が、企業情報開示に携わる人たちの間で十分に議論され、共有されてこなかったものと思われる。その背景には、欧米先進諸国では、企業情報開示に携わる人たちが、長年にわたる議論を経て自らの努力により会計基準を設定してきたのに対して、ASEAN 諸国では、このようなプロセスを経ずに、政府が「上から」のオーガナイズにより会計基準を受け入れてきた点にあるものと思われる。

では、これらの問題に対して、どのような対策を講じるべきだろうか。先行研究の検討から、社会統制を強めることおよび社会化を推進すべきことが述べられていた。前者は、規制・監視メカニズムの強化という点である。これは、法の制定・改廃等に関わることであり、財務報告制度の上位システムである法

制度システムの修正に関わる問題である。また、外部監査人の不足という問題もここに位置づけることができる。外部監査人の養成は、国、会計士協会および大学等の高等教育機関が一体となって取り組まなければならない問題だからである。したがって、国レベルで対策を検討しなければならい。特に、タイとマレーシアでは、すでに財務報告制度は確立されているので、むしろその運用をいかに適切に行なうかが重要であり、国レベルにおける“規制と監視”のメカニズムを強化すること、外部監査を担当する会計士の養成を行う必要があるというものである。

社会化の推進については、むしろ会計基準の維持に関連した対策である。その対策は、会計専門家が組織する会計士協会や内部監査人協会、上場企業の取締役の組織、アナリスト協会等々が組織ごとに会員に対して“企業情報開示の必要性”や“透明性の確保”等に関する教育活動を推進していくことである。したがって、組織レベルあるいは企業レベルの問題であり、企業情報開示に携わる人たちの間で主体的に進められるべきものである。前者の国レベルの社会統制に対して、企業や組織レベルで行う“教育”を通した社会化の問題であるということができる。したがって、情報の作成者である企業の経理担当者に対する IFRS の解釈・適用に関する教育および XBRL の意味や利用方法等に関する教育、また監査業務に従事する外部監査人に対する監査技術向上のための教育など、教育の充実を図ることがここに位置づけられる。

タイ、マレーシアおよびシンガポールにおいて、XBRL の導入・実用化を図るためには、国レベルで行う社会統制と組織あるいは企業レベルで行う社会化が同時にかつ適切に実行されなければならない。その理由は、XBRL の導入・実用化を図るうえで、企業情報の開示に携わる人たちは、会計基準を消極的に受け入れるのではなく、積極的に維持するという意識をもつことが求められる。会計基準に準拠した財務報告が行われるためには、規制・監視メカニズムの強化、すなわち社会統制を強めるだけでなく、情報の作成者、利用者および外部監査人等への教育を通じて行われる社会化を同時に推進することで、財

務報告に関する理念あるいは考え方を共有する必要があると考える。

以上のことから、タイ、マレーシアおよびシンガポールにおける XBRL の導入・実用化に向けた問題は、会計基準の遵守に係る社会統制と社会化をどのように進めるかという問題として捉えることができることを指摘した。XBRL がそれぞれの国で情報開示ツールとして機能するためには、その前提として、その国の会計基準に準拠した信頼性の高い財務情報が作成されなければならない。今後、タイ、マレーシアおよびシンガポールがこの問題にどのように取組み適切な対策を講じていくか注視していきたい。

本研究では、タイ、マレーシアおよびシンガポールにおける企業情報の開示内容を、上場企業の公表するアニュアル・レポートにもとづいて実証的に検証できなかった。この点については、今後の研究課題としていきたい。

執筆分担：

市　野　初　芳　　1・3・4 章　担当

望　月　恒　男　　5 章　担当

名児耶　富美子　　2 章　担当